

属保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。）とする生命保険募集人（保険業法第一条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。以下同じ。）及び損害保険募集人（保険業法第二条第二十項に規定する損害保険募集人をいう。以下同じ。）並びに当該金融機関等を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）又は特定持株会社等（第二百十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。次項において同じ。）

前項の規定により報告又は資料の提出を求められる金融機関等又は特定持株会社等は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

機構は、次に掲げる者（第三号及び第四号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人を含む。以下この項において「対象者」という。）及び対象者であつた者に対し、破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者（当該破産手続開始の決定を受ける前において銀行等であつた者に限る。以下この項、次条及び第一百四十五条第一項において同じ。）若しくは特別監視金融機関等（第一百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいい、破綻金融機関を除く。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であつた者については、その者が破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者又は特別監視金融機関等の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは特別監視金融機関等及び第三号若しくは第四号に掲げる者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。この場合において、機構は、他の法令に基づき当該破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者を管理し、又は処分する権限を有する者による当該権限の行使を妨げてはならない。

一 破綻金融機関又は破産手続開始の決定を受けた者の理事、取締役、執行役、会計参与

(会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。次号及び第八十一条第一項において同じ。)、監事、監査役及び会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。同号及び同項において同じ。)並びに支配人、参事その他の使用人

二 特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行なうべき者を含む。)、日本における代表者、会計参与、監事、監査役及びこれらに準ずる者並びに会計監査人並びに支配人、参事その他の使用人

三 破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫(破綻金融機関である場合に限る。)の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方又は破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等

四 特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫(特別監視金融機関等である場合に限る。)の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人又は特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者

機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

5 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。
(破綻金融機関等の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)

第三十七条の二 機構は、破綻金融機関又は破産手続開始の決定を受けた者(以下この項において「破綻金融機関等」という。)の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(破綻金融機関等が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、破綻

金融機関等が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、破綻金融機関等が第六十六条第二項に規定する信用金庫等である場合にあつては、理事、監事又は会計監査人) 又はこれらの方であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。この場合において、機構は、他の法令に基づき当該破綻金融機関等の財産を管理し、又は処分する権限を有する者による当該権限の行使を妨げてはならない。

2 機構は、その役員又は職員が前項の措置に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告がなされたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならぬ。

第六節 財務及び会計

(事業年度)

第三十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(予算等の認可)

第三十九条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣及び財務大臣に提出されたときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第四十条の二 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条各号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）
二 第百七十七条第一項の規定による株式等の引受け等に係る業務、第一百二十二条第一項の規定による負担金の収納、第一百二十六条の十九第十一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第一百二十六条の二十二第七項において準用する第一百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（第一百二十六条の二第十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。第一百二十六条の二第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る業務、第一百二十六条の三十一又は第一百二十六条の三十八第七項において準用する第六十六条第一項の決定に基づく特定資金援助（第一百二十六条の二十八第一項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第一百二十六条の三十二第二項において同じ。）に係る業務、第一百二十六条の三十九第一項において準用する第六十六条第一項の決定に基づく特定資金援助をいう。第一百二十六条の二第十二第一項に規定する追加的特定資金援助に係る業務、第一百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務、第一百二十四条第一項の決定に基づく第一百二十六条の三十七において準用する第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第一百二十六条の三十七において準用する第九十九条の規定による損失の補填に係る業務、第一百二十六条の三十九第一項の規定による特定負担金（同項に規定する特定負担金をいう。第一百二十三条から第一百二十五条までにおいて同じ。）の収納、第一百二十七条の二第一項又は第一百二十八条の二第二項の規定による資金の貸付けに係る業務並びに第一百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第一百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等（第一百二十六条の三十七において読み替えて準用する第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務（責任準備金の積立て）

(借入金及び預金保険機構債)
第四十二条 機構は、第四十条

内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 機構は、前項に規定する業務を行なう場合において一時的な資金繰りのために必要があると認めるとときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 日本国銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条规定による借入金の現在額及び前項の規

5 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受け、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

8 会社法第七百五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるものほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第四十二条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の機構債に係る債務の保証をすることができ

(余裕金の運用)
第四十三条 機構
上の余裕金を軍

<p>二　内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三　その他内閣府令・財務省令で定める方法</p> <p>(内閣府令・財務省令への委任)</p> <p>第四十四条　この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関して監督上必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。</p>	<p>(監督)</p> <p>第四十五条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。</p> <p>2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p>	<p>第四十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
<p>第八節　補則</p> <p>(定款の変更)</p>	<p>第四十七条 定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(解散)</p>	<p>第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。</p>
<p>第三章　預金保険</p> <p>第一節　保険関係</p>	<p>第四十九条 金融機関がその業務を営み又は事業を行うときは、当該金融機関が預金等に係る債権を行つたときは、</p>	<p>一　国債その他の内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有</p>

務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等の払戻しに際しては、後事に当該金額を超過する預金者等の間

2 に保険関係が成立するものとする。

「前項の保険関係においては、預金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 金融機関の預金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）

二 金融機関の営業免許の取消し（信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会にあつては事業免許の取消しとし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあつては解散の命令。第五十五条第二項第一号において同じ。）、破産手続開始の決定又は解散の決議（以下「第二種保険事故」という。）

第三章 第二節 保険料の納付

第五十条 保険料の納付等

金融機関は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

一 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定額で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。

一 保険事故が発生したとき 当該保険事故に係る金融機関

二 第六十五条に規定する適格性の認定等が行われたとき 当該適格性の認定等に係る破綻金融機関

三 第七十四条第一項に規定する管理を命ずる处分があつたとき 当該管理を命ずる处分に係る被管理金融機関

四 承継銀行又は特定承継銀行（第二百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第二百一条の二第一項において同じ。）が設立されたとき 当該承継銀行又は当該特定承継銀行

五 第百一一条第一項の規定による決定があつたとき 当該決定に係る銀行等

六 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、金融機関に対し、

第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

(一般預金等に係る保険料の額)

第五十一条 預金等（決済用預金（次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。）以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）又は株式会社商工組合中央金庫法第三十一条第一項に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。）における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）に要する費用（決済用預金に係るものと除く。）の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するよう、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱い（金融機関の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないよう定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第二項の資金の借入れ又は同条第一項の機構債の発行をした場合において、その借入金を返済し、又はその機構債を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

項において準用する場合を含む。)の貸付けに係る支払対象預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。(以下この条において同じ。)のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八条第一項に規定する号イに規定する加入者等(同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。)のそれぞれにつき、当該運用に係るもの(次項において「確定拠出年金預金等債権」という。)について、当該運用が発生した日(以下この項次項及び第五項において「保険事故日」という。)における現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権をいう。)に相当する金額の部分(次項から第四項までにおいて「個人別管理資産額」といふ。)を当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。)に相当する金額とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

二 前項第二号に掲げる金額 当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、当該遺族等のそれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち、当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

第一項第一号の規定により第五十四条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 第一項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象預金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該加入者等の支払対象預金等に係る債権の元本を先とすること。

二 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

第二項第一号の規定により第五十四条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 第二項第一号の規定を適用する前の当該遺族等の支払対象預金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の支払対象預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

四 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権と当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権に係る元本を先とする。

五 第一項に規定する場合において、第五十三条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額（当該加入者等が保険事故日において死亡している場合にあつては、遺族等に係る第二項第二号に定める金額）から第一項第二号に掲げる金額（当該加入者等が保険事故日において死亡している場合にあつては、遺族等に係る第二項第二号に定める金額）を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

六 第一項に規定する場合における第二条第十一項の規定の適用については、同項中「及び第五十四条の二第一項」とあるのは、「第五十五条の二第一項及び第五十四条の三第一項から第四項まで」とする。

（保険事故の通知）

第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

二 その監督に係る金融機関の営業免許の取消し又は解散の決議に係る認可をしたとき。

三 その監督に係る金融機関の第一種保険事故の発生を知ったとき。

四 機構は、第一項の規定による通知を受けたときは前項の規定により厚生労働大臣又は経済産業大臣から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第二項の規定により内閣総理大臣から通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第二項の規定により財務大臣から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。
(預金等に係る債権の額の把握)

第五十五条の二 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した金融機関の各預金者等がその発生した日において現に当該金融機関に対して有する預金等に係る債権の額を把握しなければならぬ。
2 機構は、前項に規定する預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その旨を明示して、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

3 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気テープ(これに準ずる方法)により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

4 第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者は等は、当該金融機関の求めに応じ、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気テープにより、遅滞なく、これを当該金融機関に提出しなければならない。

5 金融機関及び電子決済等取扱業者等は、前二項の規定による資料の提出に必要な預金等に関するデータベース(預金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)を用いて、及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならぬ。
(支払の決定)

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合に
は、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 第一種保険事故に関する第五十五条第一項
又は第二項の規定による通知があつたとき
その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故
が発生したことを機構が知つたとき、その知
つた日

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部
の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金
移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分
割に係る第六十六条第一項の決議若しくは議
決又は同意が得られなかつた旨の同項の規定
による通知があつたとき、その通知があつ
た日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故
の発生した金融機関を一部の当事者とする合
併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若
しくは株式移転又は会社分割に係る第六十六
条第一項の決議若しくは議決が得られなか
つたことを機構が知つたとき、その知
つた日

内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が、委員
会の議決を経て、前項の期限の延長を申請した
場合には、一月を超えない期間を限り、同項の
期限を延長することができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各
号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決
を経て、当該各号の保険事故につき第五十三条
第四項の仮払金の支払をするかどうかを決定し
なければならない。

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生
したことを機構が知つたとき、その知つた日

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部
の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金
移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分
割に係る第六十六条第一項の決議若しくは議
決又は同意が得られなかつた旨の同項の規定
による通知があつたとき、その通知があつ
た日

4 機構は、第一項又は前項の規定による決定を
したときは、直ちに、その決定に係る事項を内
閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫
又は労働金庫連合会に関するものである場合に
は内閣総理大臣並びに厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫に関するもの
である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並
びに経済産業大臣とする。）に報告しなければ
ならない。

5 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、
支払場所、支払方法その他政令で定める事項を
定め、これを公告しなければならない。

二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。次
号において同じ。）に関する第五十五条第一項
又は第二項の規定による通知があつたと
いた日

内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が、委員
会の議決を経て、前項の期限の延長を申請した
場合には、一月を超えない期間を限り、同項の
期限を延長することができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各
号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決
を経て、当該各号の保険事故につき第五十三条
第四項の仮払金の支払をするかどうかを決定し
なければならない。

二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。次
号において同じ。）に関する第五十五条第一項
又は第二項の規定による通知があつたと
いた日

内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が、委員
会の議決を経て、前項の期限の延長を申請した
場合には、一月を超えない期間を限り、同項の
期限を延長することができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各
号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決
を経て、当該各号の保険事故につき第五十三条
第四項の仮払金の支払をするかどうかを決定し
なければならない。

二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。次
号において同じ。）に関する第五十五条第一項
又は第二項の規定による通知があつたと
いた日

内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が、委員
会の議決を経て、前項の期限の延長を申請した
場合には、一月を超えない期間を限り、同項の
期限を延長することができる。

4 機構は、前項の規定により公告した支払期間
について破産法第百九十七条第一項（同法第
二百九条第三項において準用する場合を含む。）
の規定による公告（第二百三十七条の二第二項の
規定による公告）（第二百三十七条の二第二項の
規定による通知その他の政令で定める事由があ
つたときは、政令で定めるところにより、前二
項の規定により公告した支払期間を変更するこ
とができる。

5 前条第四項の規定は、第一項又は第二項に規
定する事項を定めた場合及び第三項の規定によ
り支払期間を変更した場合について準用する。

（債権の取得等）

第五十八条 機構は、第五十三条第一項に規定す
る保険金の支払の請求があつたときは、当該請
求に係る預金者等に対して保険金計算規定によ
り支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定
めた日

2 機構は、前項の規定により取得した支払対象
預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつ
ているものがあるときは、当該担保権に係る被
担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の
目的となつている支払対象預金等に係る債権
(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する
金額を限度として、政令で定めるところによ
り、保険金の支払を保留することができる。

3 機構は、預金者等に対し第五十三条第四項の
仮払金の支払をしたときは、その支払金額（第
五十四条第四項の規定により機構に払い戻され
るべき金額を除く。）に応じ、当該預金者等が
金融機関に対して有する支払対象預金等に係る
債権を取得する。

（課税関係）

第五十八条の二 預金者等がその有する支払対象
預金等（第二条第二項第五号に掲げるもののうち
割引の方法により発行される長期信用銀行債
等に係るものを除く。）に係る債権（以下この
項において「預金等債権」という。）について
保険金の支払を受ける場合において、当該支払
を受ける保険金の額に応じて機構が取得する預
金等債権のうちに利息等があるときは、当該利
息等の額に相当する金額は、当該預金等債権に
係る支払対象預金等の次の各号に掲げる区分に
応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所
得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の
所得税に関する法令の規定を適用する。

一 預金 当該預金の利子

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づ
く給付補填金（所得税法第百七十四条第三号
に掲げる給付補填金をいう。）

三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛
金に係る契約に基づく給付補填金（所得税法
第百七十四条第四号に掲げる給付補填金をい
う。）

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金
銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の
分配

五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 長期信
用銀行債等（割引の方法により発行されるも
のを除く。）の利子

六 優先株式等の引受け等

七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをい
う。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続す
る合併

二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金
融機関を設立する合併

三 事業譲渡等で破綻金融機関がその事業を他
の金融機関に譲渡するもの（事業の一部を譲
渡するものにあつては、破綻金融機関の預金
等に係る債務の引受けであつて当該債務に保

めるところにより、当該預金者等が金融機関に
対して有する支払対象預金等に係る債権を取得
する。

（預金等に係る保険金の支払等のための措置）

第五十八条の三 金融機関は、保険事故が発生し
た場合における支払対象預金等に係る保険金の
支払又はその払戻しその他保険事故に對処す
るために必要な措置の円滑な実施の確保を図る
ため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府
令で定める措置を講じなければならない。

2 電子決済等取扱業者等は、委託金融機関が前
項に規定する措置を講ずるために必要な電子情
報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措
置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、前二項に規定する措置が講
ぜられていないと認めるときは、金融機関又は
電子決済等取扱業者等に対し、その必要的限度
において、期限を付して当該措置を講ずるよう
命ずることができる。

（資金援助の申込み）

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機
関でない者（以下「救済金融機関」という。）
又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済
銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併
等を援助するため、次に掲げる措置（第六号に
掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に
掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資
金援助」という。）を行ふことを、機構に申し
込むことができる。

一 金銭の贈与

二 資金の貸付け又は預入れ

三 資産の買取り

四 債務の保証

五 債務の引受け

六 優先株式等の引受け

七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをい
う。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続す
る合併

二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金
融機関を設立する合併

三 事業譲渡等で破綻金融機関がその事業を他
の金融機関に譲渡するもの（事業の一部を譲
渡するものにあつては、破綻金融機関の預金
等に係る債務の引受けであつて当該債務に保

同項の他の金融機関又は銀行持株会社等に対し
当該あつせんに係る合併等を援助するため同条
第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で
定める行為を行うものは、前条第一項の規定に
かかわらず、第六十条第一項の規定による申込
みを行うことができる。

4 前条第四項から第七項までの規定は、第一項
のあつせんを行う場合について準用する。

5 内閣総理大臣は、第一項のあつせんを行うた
め必要があると認めるときは、その必要な限度度
において、破綻金融機関又は破綻金融機関とな
る蓋然性が高いと認められる金融機関につきそ
の業務又は財産の状況に関する資料を他の金融
機関又は銀行持株会社等に対して交付し、その
他当該あつせんに必要な準備行為を行うことが
できる。

6 内閣総理大臣は、機構に対し、第一項のあつ
せん又は前項の準備行為の実施に關し、必要な
協力を求めることができる。

(預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間
の平衡を図るための資金の貸付け)

第七十一条 機構は、合併等に係る破綻金融機関
から預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者
間の平衡を図るために必要とする資金の貸付け
の申込みを受けたときは、委員会の議決を経
て、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定を
することができる。

2 前項の申込みは、当該合併等に係る救済金融
機関と連名で行うものとする。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたとき
は、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大
臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働
金庫連合会に係るものである場合には内閣総理
大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当
該決定が株式会社商工組合中央金庫に係るもの
である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並び
に経済産業大臣とする。）に報告しなければな
らない。

4 機構は、第一項の規定による貸付けを行う旨
の決定をしたときは、当該貸付けの申込みに係
る破綻金融機関との間で当該貸付けに関する契
約を締結するものとする。

(資金援助)

第六十四条 機構は、第五十九条第一項若しくは
第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第
一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞
なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る

資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合に機構規定する合併等の円滑な実施を要する見込まれる費用（第五十九条第二項に規定する合併等の円滑な実施を要する見込まれる費用を含む。）及び当該議決に係る資金援助にかかる費用（第五十九条第一項の規定による資金援助の申込みが優先株式等の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）は、第五十九条第一項の規定による申込みと同様に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

4 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機構に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

5 機構は、第一項の規定による資金援助を行ったときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付する旨を約するものとする。

第六十四条の二 第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）は、第五十九条第一項の規定による申込みと同様に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先株式等の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が当該

申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先株式等の引受け等を行う旨の決議をすることができる。

3 機構は、第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該申込みをした者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該申込みをした者が株式会社商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）の承認を受けなければならぬ。

4 第五十九条第一項の規定による申込みが合併等（同条第二項第二号又は第六号に掲げるものに限る。）を援助するための優先株式等の引受け等に係るものである場合において、機構が前項の規定による第一項の決定をしたときは、第一項の規定により提出された計画は、当該合併等の後においては、当該合併等により設立された金融機関が提出したものとみなして、この条の規定を適用する。

5 機構は、取得優先株式等又は取得貸付債権（機構が前条第一項の決定に基づいていた優先株式等の引受け等により取得した貸付債権をいいう。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関を含む。以下この条から第六十八条の四までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるものに対する権利、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

6 前項の「取得優先株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 機構が前条第一項の決定に基づいていた優先株式等の引受け等により取得した優先株式

(等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等あつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得されその引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この項において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

口 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

一 機構が前条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条规定第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。）その他政令で定める株式等

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたこととを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

八 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合

第六十四条の三 会社法第二百六条の二の規定
は、救済金融機関又は救済銀行持株会社等によ
る（募集株式等の割当ての特例）

る第五十九条第二項第四号に掲げる株式の取得に係る破綻金融機関による当該救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等に対する同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は当該救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等との間の同法第二百五十三条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

会社法第二百四十四条の二の規定は、機構に

による資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）に係る救済金融機関、救済銀行持株会社等又は第五十九条第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関による機構に対する同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当てがされる場合又は機構との間の同法第二百四十四条第一項の契約の締結がされる場

(合併等の契約の報告等)
第六十五条 第六十一一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」等）を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書（機構と第十四条第四項の契約を締結した金融機関又は銀行持株会社等にあつては、当該合併等の契約書の記載した書面）を提出しなければならない。

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関
(株主総会等の決議の報告等)

は、この法律若しくは会社法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分割について株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくは全ての種類株主の同意(会社法第七百八十三条第二項又は第四項に規

定する同意をいう。以下同じ。)を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若し

第二項若しくは第七百九十六条第二項、信用金庫法第五十八条第二項ただし書若しくは第六十一条の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項後段若しくは第六十三条の五第三項ただし書、労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二条の六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により、株主総会等(前項に規定する株主総会等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受けることなく事業の全部若しくは一部の譲受け、合併、株式交換又は会社分割を行おうとしたものである場合において、当該金融機

関又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八
条第三項若しくは第七百九十六条第三項、信
用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一
条の三第五項、中小企業等協同組合法第五十
七条の三第三項若しくは第六十三条の五第四
項、労働金庫法第六十二条第四項若しくは第
六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び
転換に関する法律第三十条第二項若しくは第
四十二条第二項に規定する場合に該当するこ

一 ととなつたとき。
第一項の適格性の認定等を受けた金融機関
が第八十七条又は民事再生法第四十三条（金
融機関等の更生手続の特例等に関する法律第
四百五十四条において準用する場合を含む。）
の規定により株主総会等の決議若しくは議決
又は総株主若しくは全ての種類株主の同意に
代わる裁判所の許可を得て事業譲渡等を行お
うとしたものである場合において、当該金融
機関が当該許可を得られなかつたとき。
機構は、第一項又は前項の規定による通知を
受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報
告しなければならない。ただし、当該通知を行
つた金融機関が株式会社商工組合中央金庫であ
る場合は、この限りでない。

業務の継続の特例）

八十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業若しくは事業に関する法令によ

2 ついては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。
適格性の認定等を受けた救済金融機関は、項目に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を受けたときは、合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割の日における

当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、前項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

する法令により行うこと)ができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務(資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。)を継続することができる。

(財務大臣への協議)

第六十八条 内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。(資金援助に係る株式交換等の承認)

第六十八条の二 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済

金融機関又は救済銀行持株会社等(二)の項の承認を受けた場合における次項に規定する会社及び次条第一項の承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。同条及び第六十八条の四において同じ。)であつて、機構が現に保有する取得優先株式等である株式

及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。)をいう。以下この項において同じ。)について、前条の規定は機構が追加的資金援助を行つた救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得優先株式等である株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十四条第二項中「及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うとき」として「見込まれる」とあるのは、「及び当該資金援助に係る破綻金融機関について、当該議決前に行われた委員会の議決に係る資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うとき」として見込まれた」と、第六十八条第一項第一号中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは、「追加的資金援助」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

く。以下「決済用預金」という。)に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、第五十四条の二第一項中「決済用預金(他の人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済預金」という。)に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用預金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十五条の二第五項中「預金等」とあるのは「特定決済債務」と、第五十八条の三第一項中「支払対象預金等」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 決済債務が一般預金等の払戻しを行う場合に相当する金額の当該一般預金等については、決済用預金とみなす。

(決済債務の弁済のための資金の貸付け)

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済(第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。)のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでの限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第七十四条第一項又是第二項の規定により管理を命ずる处分を受けた金融機関

二 破産手続開始の決定を受けた者(当該破産手続開始の決定を受ける前にいて金融機関であつた者に限る。)

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる处分を受けた破綻金融機関

四 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる处分を受けた破綻金融機関

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる处分を受けた破綻金融機関

決済債務が当該金融機関に係る支払不能等（支払不能（当該金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。）、支払の停止又は破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。）より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項（第一百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により貸付けを行ふ旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、会社法第五百七十七条及び第五百八十八条、破産法第七十一条及び第七十二条、会社更生法第四十九条及び第四十九条の二（これららの規定を金融機関等の更生手続の特例等に適用する法律第三十五条において準用する場合を含む。）並びに民事再生法第九十三条及び第九十九条の二の規定にかかるわらず、その有する債権等に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一　当該支払不能等により前に生じた決済債務

当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務

二　当該支払不能等より後に生じた決済債務

当該金融機関に対して負担する決済債務

三　民法第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該金融機関が締結している委任契約については、適用しない。

裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行つ決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする旨の決定があるときは、会社法第五百条第一項及び第五百三十七条第一項の規定にかかるわらず、裁判所は、当該破産金融機関の申立てにあり、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

日より前の日でなければならないものとする。)

5

裁判所は、前項の規定により、弁済を行う期を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聽かなければならない。

(預金等債権の買取り)

第七十条 機構は、第五十七条第一項に規定する場合(第一種保険事故の発生した金融機関の預金者等の保護のため必要があると認める場合を含む。)には、委員会の議決を経て、同項各号に規定する保険事故に係る預金等債権(預金者等が当該保険事故の発生した金融機関に對して有する預金等(政令で定める預金等を除く。))に係る債権であつて、担保権の目的となつてないものをいう。以下同じ。)の買取りをする。

前項の買取りは、第七十二条第一項又は第三項の規定により公告した買取期間内に、前項の規定に係る預金者等が有する預金等債権を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額で買取ることにより行うものとする。ただし、機構は、その買取りに係る預金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額を当該預金者等に対して支払うものとする。

前項に規定する概算払額は、機構が預金者等から買取る預金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に応する利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものの額を控除した額に、次条第一項の規定により機構が定める率(以下「概算払率」という。)を乗じて計算した金額とする。

第五十三条第三項の規定は、第二項の規定による買取りに係る概算払額に相当する金額の支払(以下「概算払額の支払」という。)について準用する。機構は、預金者等が第二項の買取期間内に同一の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかるわらず、当該買取期間経過後であつても、当該預金者等の預金等債権の買取りをすことができる。

(概算払率)

第七十一条 機構は、前条第一項の決定においては、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取りの概算払率を定めるものとし、当該決定について内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。

(預金等債権の買取り)

2 委員会は、前項の概算払率に係る議決を行ふ場合には、前条第一項の決定に係る金融機関の財務の状況に照らし、当該金融機関について破産手続が行われたならば当該金融機関に係る預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、第一項の認可を行ふ場合において、当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会であるときは厚生労働大臣の同意を、当該金融機関が株式会社商工組合中央金庫であるときは経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

(買取りの公告等)

(第七十二条)

2 機構は、前条第一項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、預金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公

告しなければならない。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関について破産法第百九十七条第一項(同法第二百九十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告、第百三十七条の二第二項の規定による通知その他の政令で定める事由があつたときは、政令で定めるところにより、前項の規定により公告した買取期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により買取期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 機構は、第七十条第二項ただし書の規定による支払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

5 第五十六条第四項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合、第二項の規定により買取期間を変更した場合及び前項に規定する事項を定めた場合について準用する。

のうち割引の方法により発行される長期信用銀行債等に係るものと除く。以下この条において同じ。)について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額(以下この条において「概算払の金額」という。)が当該概算払額のうち元本の額として政令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」という。)以下であるときは当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額(以下この条において「概算払の金額」という。)が当該概算払の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日ににおける元本額を超えるときは当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

2 預金 当該預金の利子

2 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補填金(所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補填金をいう。)

3 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補填金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補填金をい

う。)

4 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

5 第二条第二項第五号に掲げる金銭 長期信用銀行債等(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子

2 預金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る預金等債権につき支払を受けた金額(以下この項において「精算払の金額」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

4 第五章 金融整理管財人による管理

3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

5 第七十四条 内閣総理大臣(この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項、第四項(次条第二項において準用する場合を含む。)及び第五項、同条第一項、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条、第八十四条第一項並びに第九十条において同じ。)は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるとときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)をするこ

とができる。

2 精算払の金額と概算払の金額との合計額が

元本の払戻しの額

当該預金等債権に係る基準日における元本額

が当該概算払の金額のうち、当該基準日に

当該精算払の金額のうち、当該基準日に

当該精算払の金額から当該精算払の金額を控除した金額に相当する額

のうち元本の払戻しの額

と概算払の金額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する額

のうち元本の額

の額

参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人)又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならぬ。

2 金融整理管財人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。
(金融整理管財人と被管理金融機関との取引)

第三百九十九条 第八十四条 金融整理管財人は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引をするときは、内閣総理大臣の承認を得なければならない。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

第八十五条 削除

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第三百九十九条 第八十六条 被管理金融機関における会社法第三百九十九条第二項第三号(同法第一百七十七条第一項に係る部分に限る)から第五号まで、第九号、第十号若しくは第十二号若しくは第三百二十一条若しくは第十二号若しくは第三百二十二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条若しくは労働金庫法第五十三条の規定による決議若しくは議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)、第二十九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む)、第三百五十五条第一項第一号において「株主等」という)の議決権の三分の一以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 第三百九十九条第三項各号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による決議は、これらの規定にかかる数をもつて、仮にすることができる。

被管理金融機関における会社法第三百九十九条第三項各号若しくは第三百二十四条第三項各号にかかるわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の三分の一以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

第三百九十九条 第八十七条 銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、会社法第一百一十条第二項、第一百九十九条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項、第七百八十三条第一項及び第七百八十四条第一項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(被管理金融機関が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人。次項において同じ)を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項並びに労働金庫法第三十二条第三項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を選任することができる。

第三百九十九条 第八十八条 前条第一項第一号、第二号、第五号、第四十一条、第五十六条第二項及び第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。
(代替許可に係る登記の特例)

第三百九十九条 第八十九条 前条第一項第一号、第二号、第五号、第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。
(債権者保護手続の特例)

四 項の規定による株主総会の決議は、同項の規定にかかるわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

5 第一項の規定により仮にした決議又は議決(以下この項及び次項において「仮決議等」という)があつた場合においては、各株主等に對し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会等(第六十六条第二項に規定する株主総会等をいう)を招集しなければならない。

6 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもつて仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。

7 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替えるものとする。

8 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、第五項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第三項に規定する多数」と読み替えるものとする。

9 (株主総会等の特別決議等に代わる許可)

10 一 事業の譲渡

二 解散

三 資本金の減少

四 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

五 解散

六 会社分割

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

四 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

五 代替許可

六 代替許可

七 代替許可

八 代替許可

九 代替許可

十 代替許可

十一 代替許可

十二 代替許可

十三 代替許可

十四 代替許可

十五 代替許可

十六 代替許可

十七 代替許可

十八 代替許可

十九 代替許可

二十 代替許可

二十一 代替許可

二十二 代替許可

二十三 代替許可

二十四 代替許可

二十五 代替許可

二十六 代替許可

二十七 代替許可

二十八 代替許可

二十九 代替許可

三十 代替許可

三十一 代替許可

三十二 代替許可

三十三 代替許可

三十四 代替許可

三十五 代替許可

三十六 代替許可

三十七 代替許可

三十八 代替許可

三十九 代替許可

四十 代替許可

四十一 代替許可

四十二 代替許可

四十三 代替許可

四十四 代替許可

四十五 代替許可

四十六 代替許可

四十七 代替許可

四十八 代替許可

四十九 代替許可

五十 代替許可

五十一 代替許可

五十二 代替許可

五十三 代替許可

五十四 代替許可

五十五 代替許可

五十六 代替許可

五十七 代替許可

五十八 代替許可

五十九 代替許可

六十 代替許可

六十一 代替許可

六十二 代替許可

六十三 代替許可

六十四 代替許可

六十五 代替許可

六十六 代替許可

六十七 代替許可

六十八 代替許可

六十九 代替許可

七十 代替許可

七十一 代替許可

七十二 代替許可

七十三 代替許可

七十四 代替許可

七十五 代替許可

七十六 代替許可

七十七 代替許可

七十八 代替許可

七十九 代替許可

八十 代替許可

八十一 代替許可

八十二 代替許可

八十三 代替許可

八十四 代替許可

八十五 代替許可

八十六 代替許可

八十七 代替許可

八十八 代替許可

八十九 代替許可

九十 代替許可

九十一 代替許可

九十二 代替許可

九十三 代替許可

九十四 代替許可

九十五 代替許可

九十六 代替許可

九十七 代替許可

九十八 代替許可

九十九 代替許可

一百 代替許可

一百一 代替許可

一百二 代替許可

一百三 代替許可

一百四 代替許可

一百五 代替許可

一百六 代替許可

一百七 代替許可

一百八 代替許可

一百九 代替許可

一百十 代替許可

一百一十一 代替許可

一百二十二 代替許可

一百三十三 代替許可

一百四十四 代替許可

一百五十五 代替許可

一百六十六 代替許可

一百七十七 代替許可

一百八十八 代替許可

一百九十九 代替許可

二百 代替許可

二百一 代替許可

二百二 代替許可

二百三 代替許可

二百四 代替許可

二百五 代替許可

二百六 代替許可

二百七 代替許可

二百八 代替許可

二百九 代替許可

二百十 代替許可

二百十一 代替許可

二百十二 代替許可

二百十三 代替許可

二百十四 代替許可

二百十五 代替許可

二百十六 代替許可

二百十七 代替許可

二百十八 代替許可

二百十九 代替許可

二百二十 代替許可

二百二十一 代替許可

二百二十二 代替許可

二百二十三 代替許可

二百二十四 代替許可

二百二十五 代替許可

二百二十六 代替許可

二百二十七 代替許可

二百二十八 代替許可

二百二十九 代替許可

二百三十 代替許可

二百三十一 代替許可

二百三十二 代替許可

二百三十三 代替許可

二百三十四 代替許可

二百三十五 代替許可

二百三十六 代替許可

二百三十七 代替許可

二百三十八 代替許可

二百三十九 代替許可

二百四十 代替許可

二百四十一 代替許可

二百四十二 代替許可

二百四十三 代替許可

二百四十四 代替許可

二百四十五 代替許可

二百四十六 代替許可

二百四十七 代替許可

二百四十八 代替許可

二百四十九 代替許可

二百五十 代替許可

二百五十一 代替許可

二百五十二 代替許可

二百五十三 代替許可

二百五十四 代替許可

二百五十五 代替許可

二百五十六 代替許可

二百五十七 代替許可

二百五十八 代替許可

二百五十九 代替許可

二百六十 代替許可

二百六十一 代替許可

二百六十二 代替許可

二百六十三 代替許可

二百六十四 代替許可

二百六十五 代替許可

二百六十六 代替許可

二百六十七 代替許可

二百六十八 代替許可

二百六十九 代替許可

二百七十 代替許可

二百七十一 代替許可

二百七十二 代替許可

二百七十三 代替許可

二百七十四 代替許可

二百七十五 代替許可

二百七十六 代替許可

二百七十七 代替許可

二百七十八 代替許可

二百七十九 代替許可

二百八十 代替許可

二百八十一 代替許可

二百八十二 代替許可

二百八十三 代替許可

二百八十四 代替許可

二百八十五 代替許可

二百八十六 代替許可

二百八十七 代替許可

二百八十八 代替許可

二百八十九 代替許可

二百九十 代替許可

二百九十一 代替許可

二百九十二 代替許可

二百九十三 代替許可

二百九十四 代替許可

で定める債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。

(管理の終了)

第九十条 金融整理管財人は、管理を命ずる处分の日から一年以内に、被管理金融機関の事業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

第六章 破綻した金融機関の業務承継

(承継銀行の設立の決定)

第九十一条 内閣総理大臣は、被管理金融機関の業務承継(承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること)をいう。以下この章において同じ。のため承継銀行を活用する必要があると認めるとときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定

三 金融整理管財人は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

(承継銀行の設立等)

第九十二条 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、前項の決定を取扱うことを求めることができる。

(承継銀行の設立等)

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定

三 金融整理管財人は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

(承継銀行の設立等)

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定

三 金融整理管財人は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

(承継銀行の設立等)

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定

三 金融整理管財人は、必要があると認めたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(承継資産の確認)

第九十三条 第九十二条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたとき

ときは、当該被管理金融機関の金融整理管財人は、同項の業務承継により承継銀行が引き継ぐべき当該被管理金融機関の貸付債権その他の資産を選定し、内閣総理大臣に対し、これらが承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を求めるものとする。

内閣総理大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、円滑な業務承継を図る観点及び承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、同項の確認を行うものとする。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を行つたときは、内閣総理大臣の承認を得て、承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を求めるものとする。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を得て、承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を求めるものとする。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を得て、承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を求めるものとする。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を得て、承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を求めるものとする。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を得て、承継銀行の保有する資産として適當であることを確認するものとする。

(事業譲渡等の承認を要しない場合)

第九十五条 会社法第四百六十七条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、機構が承継銀行の発行済株式の全部を所有する場合における第九十三条第二項の規定による確認がされた

資産については、適用しない。

第九十六条 機構は、承継銀行が最初に業務を行つた被管理金融機関に対する管理を命ずる

処分の日から二年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終え

るものとする。ただし、やむを得ない事情によ

りこの期限内に当該経営管理を終えることがで

きない場合には、一年を限り、この期限を延長

することができる。

第九十七条 機構は、承継銀行と次に掲げる事項

を含む協定(以下この章において「承継協定」という。)を締結するものとする。

一 承継協定を締結した承継銀行(以下「協定

承継銀行」という。)は、第九十四条第一項

各号に掲げる事項を実施すること。

二 協定承継銀行は、機構が当該協定承継銀行

の資産の買取りを行うことを機構に申し込む

ことができる。

三 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債

務の保証の対象となる資金の借入れに関する

契約の締結をしようとするときは、当該締結

をしようとする契約の内容について機構の承

認を受けること。

四 当該承継銀行の会社分割(当該会社分割に

より当該承継銀行がその事業に関して有する

権利義務の全部を他の会社又は当該会社分割

により設立された会社に承継させるものであ

つて、当該他の会社又は当該会社分割により

設立された会社が機構の子会社及び承継銀行

の子会社のいずれでもないものに限る。)

五 株主総会の決議による当該承継銀行の解散

を受けた後、公表しなければならない。

二 当該指針は、預金等の受払事務、資金の貸

付けその他の業務の暫定的な維持継続を図る

という承継銀行の目的を踏まえ、前条第三項

に規定する基準との整合性に配慮しつつ、承

継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保す

ることにより作成し、内閣総理大臣の承認を受

けなければならない。

三 機構は、第一項の規定により承継銀行の経営

管理を終了したとき又は承継銀行(承継銀行で

あつた銀行を含む。)の株式の譲渡その他の処

分(同項第三号に掲げるものを除く。)を行つ

たときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及

び財務大臣に報告しなければならない。

四 第一项第四号の「承継銀行子会社」とは、承

継銀行がその総株主の議決権(株主総会におい

て決議ができる事項の全部につき議決権を有する株主に

決議権を行使することができる株主の有する株

式についての議決権を除き、会社法第八百七十

九条第三項の規定により議決権を有するものと

みなされる株式についての議決権を含む。以下

この項及び第一百二十条第五項において同じ。)

この百分の五十を超える議決権を有する会社をい

う。

(承継協定)

第九十九条 機構は、承継協定の定めによる業務

の実施により協定承継銀行に生じた損失の額と

して政令で定めるところにより計算した金額が

あるときは、委員会の議決を経て、当該金額の

範囲内において、当該損失の補填を行うことが

できる。

(報告の徴求)

第一百条 機構は、この章の規定による業務を行

うため必要があるときは、承継銀行に対し、承継

協定の実施又は財務の状況に關し報告を求める

ことができる。

(再承継金融機関等に対する資金援助)
第一百一条 再承継を行う金融機関で承継銀行でない者(以下この条において「再承継金融機関」という。)又は再承継を行う銀行持株会社等(以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。)は、機構が、再承継を援助するため、資金援助(第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継銀行と合併する金融機関が存続する合併

二 承継銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三 承継銀行がその事業の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に譲渡するもの

四 承継銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

五 承継銀行当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に承継させるもの

六 承継銀行を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの

七 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併(当該合併により存続する金融機関の資産(当該合併前に承継銀行の資産であつたものに限る。))

二 前項第二号に掲げる合併(当該合併により設立される金融機関の資産(当該合併前に承継銀行の資産で当該事業の譲渡により受けたもの

四 前項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関の資産(当該新設分割前に承継銀行の資産であつたものに限る。)

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一條第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条第三項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、第六十一條中「合併等」とあるのは「再承継」と、「破綻金融機関」とあるのは「承継銀行」と、「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と読み替えるものとする。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第六十一条第二項の申請が行われない場合においても、承継銀行が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該承継銀行及び他の金融機関又は当該承継銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、再承継(第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該再承継が行われることが預金者等の他の債権者の保護に資するものであり、かかる、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。)のあつせんを行ふことができる。

7 第一項の規定による申込みについて、第六十四条の規定は前項のあつせんについて、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等により第二項第四号に掲げる株式の取得をされる承継銀行について、同条第二項の規定は機構が資金援助(劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の引受けに係るものに限る。)を行ふ再承継金融機

関、再承継銀行持株会社等又は第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関について、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十二条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七條の規定は再承継金融機関について、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、第六十八条の二及び第六十九条の三の規定は当該資金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受けた再承継金融機関等(再承継金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関を含む。)又は再承継銀行持株会社等(この項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。))を準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。)を準用する同条第二項において同じ。)について、第六十八条の四の規定は機構が当該資金援助を行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得優先株式等である株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第六十二条第二項中「第五十九条第一項」とあるのは「第一百一条第一項」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「前条第四項、第六項及び第七項」とあるのは「承継銀行」と、第六十三条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十四条の二第一項」とあるのは「第一百一条第一項」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「前条第四項、第六項及び第七項」とあるのは「承継銀行」と、第六十五条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継」と、同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により受けたもの

等」とあるのは「再承継」と、第六十七条中の「譲受け、付預金移転」とあるのは「譲受け」と、第六十八条中「合併等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章の二 金融機関の特定回収困難債権の買取り

第一百一一条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関(破綻金融機関、承継銀行、第一百一一条第二項に規定する特別危機管理銀行、第二百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関及び特定承継銀行を除く。以下この条において同じ。)が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定めた資産(以下この項において単に「貸付債権」という。)のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七条号)第一条第六号に規定する暴力団員をいう。)であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの(以下「特定回収困難債権」という。)の買取りを行ふことができる。

2 機構は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならぬ。

3 機構は、金融機関から特定回収困難債権の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る特定回収困難債権の買取りを行ふかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による特定回収困難債権の買取りを行ふ旨の決定をしたときは、当該金融機関との間で当該特定回収困難債権の買取に關する契約を締結するものとする。

策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画（経営の健全化のための計画）をいう。以下この章において同じ。」を提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一号措置により取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときには、その行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 銀行持株会社等が第二項の申込みをしたときは、当該銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない銀行持株会社等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化の方策

4 第一百六条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあっては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第四項の決定において、当該決定を受けた銀行等若しくは当該決定を受けた株式会商工組合中央金庫の資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

2 第八十九条の規定は、前項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた当該資金の額の減少について準用する。

3 第一百零一条 第一項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等若しくは当該決定を受けた株式会商工組合中央金庫は、当該条件とされた資本金の額の減少についての株主総会又は種類株主総会の決議を得たときは、得られないかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告

5 第一百七条の二 第一百五条第一項又は第二項の申込みをするものである場合は、この限りでない。

ハ 株主責任の明確化のための方策

6 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の決定を行つたときは、その旨を第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

8 第百二条第二項、第六項及び第八項並びに前条第六項及び第八項の規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定による第二号措置に係る認定を取り消すものとする。

5 第一百二条第六項及び第八項並びに第百四条第六項及び第八項の規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第六項及び第八項の規定による第二号措置に係る認定について、同条第六項の規定は前項の規定により同条第四項の規定を取り消したときについて、それぞれ準用する。

（資本金の額の減少を行う場合の特例）

6 第一百七条 機構は、前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあっては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第四項の決定において、当該決定を受けた銀行等若しくは当該決定を受けた銀行持株会社等若しくは当該決定を受けた株式会商工組合中央金庫である場合における第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。（機構による株式等の引受け等）

7 第一百七条 機構は、第二百五条第四項の決定がされたときは、当該決定に従い、株式等の引受け等を行つたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣（当該株式等の発行者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該株式等の発行者が株式会商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

8 第一百七条 第二項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定において、当該決定を受けた銀行持株会社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五十五号）第四十六条第二項の規定の適用については、同項中「その議事録」とあるのは、「その議事録及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百五十五条第四項の規定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けを証する書面」とする。

（会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例）

9 第一百七条の三 会社法第二百五十五条の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社等が第二百五十五条第四項の規定に従い発行する議決権制限株式（同法第二百五十五条に規定する

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第百五十三条又は次項の規定により提出したもの）に係る事業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。）であること。

二 組織再編成により当該対象金融機関（承継金融機関を含む。）の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

一 対象金融機関が第一項の認可を受けて組織再編成を行った場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関があるときは、当該承継金融機関は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣（当該承継金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第八項において同じ。）に提出しなければならない。

二 前項の規定は、第一百五十三条第四項の決定に従い、機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の決定に従い、機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（承継金融機関を含む。）であつて当該金融機関が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関でなくして同じ。）の認可を受けなければならない。

三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

なつたもの（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下の条において「対象子会社等」という。）のうち、経営健全化計画（第一百五条第三項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したもの）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併、会社分割」とあるのは、「機構が当該経営健全化計画に係る第一百五条第四項の決定に従い株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けたまでの間、合併、会社分割」と、第二項中「組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第一百五条第三項又は次項の規定により提出したもの）に係る事業」とあるのは「当該経営健全化計画に係る事業」と、以下この条において「承継金融機関」という。）であることとあるのは、「子会社とする銀行持株会社等であることは組織再編成の後において当該経営健全化計画に係る事業」と、「（以下この条において「承継子会社を含む」と、前項中「承継金融機関」とあるのは、「承継子会社」と、「経営の合理化のための方策」とあるのは、「第二項の合理化のための方策」と読み替えるものとする。）に規定する銀行持株会社等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替えるものとする。対象金融機関以外の発行金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社又は第八項において準用する前条第一項の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。次項において同じ。）は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

一 組織再編成により当該発行金融機関等（前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。）による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。

二 組織再編成により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

三 その他の政令で定める要件

四 対象金融機関以外の発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第五項の認可を受け組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営健全化計画（第四項に規定する経営健全化計画をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の銀行持株会社等と連名で 内閣総理大臣に提出しなければならない。

8 第百八条第一項の規定は内閣総理大臣が第三項（第四項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第一項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関（これらの経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）について、前条の規定は承継金融機関であつて機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は同項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社（次条第四項に規定する承継子会社を含む。）」であるのは、「対象子会社等」と、「第一百五条第三項の規定」この項の規定又は次条第四項における

いて準用する同条第三項の規定により提出したもの」とあるのは、「第八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定、同条第七項の規定又は同条第八項において準用する第八条の二第三項の規定により提出したもの」と読み替えるものとする。

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）

第一百八条の四 会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第一百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（前条第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継金融機関を含む。）又は銀行持株会社等（第一百八条の二第一項の認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社及び前条第五項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含む。）であつて機構が現に保有する取得株式等（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

（取得株式等又は取得貸付債権の処分）

第一百九条 機構は、取得株式等若しくは取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣（当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。

（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

第一百十条 内閣総理大臣は、第百二条第一項又は第一百四条第八項（第百五条第八項及び第一百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第七十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに当該認定に係る金融機関に対して、管理を命ずる処分をするものとする。

（前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該処分を受けた金融機関（破綻金融機関を除く。）は、破綻金融機関とみなす。）

四 当該特別危機管理銀行の事業の譲渡

五 譲渡により当該特別危機管理銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。)

六 当該特別危機管理銀行を当事者とする吸收分割であつて当該吸收分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの(当該他の金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。)

七 当該特別危機管理銀行を当事者とする新設分割であつて当該新設分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの(当該新設分割により設立された金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。)

八 機構は、前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる措置を講ずるときは、内閣総理大臣にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

九 機構は、第一項第四号に掲げる措置を講じたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

十 第一項第五号及び第六号の「特別危機管理銀行子会社」とは、特別危機管理銀行がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

(特別支配株主の株式等売渡請求の特例)

第一百二十二条の二 会社法第二編第二章第四節の二の規定は、特別危機管理銀行の特別支配株主については、適用しない。ただし、機構が当該特別危機管理銀行の株式の全部につきその処分をした場合は、この限りでない。

(危機対応勘定)

該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときによると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定への繰入れは、危機対応業務とみなす。

(負担金の納付等)

2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定繰り入れるものとする。

第百二十二条 金融機関は、次条第四項（第一百二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間、機構の危機対応業務（第一百二十六条の二第一項に規定する特定認定等に係る金融機関等又は第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等に係るもの（除く。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

2 前項の公告がされたときは、金融機関は、当該公告において定められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、負担金を納付するものとする。

3 第一項の負担金の額は、各金融機関につき、当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、次条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、第一項の負担金について準用する。この場合において、第五十条第二項第二号中「適格性の認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等のうち第二条第一項各号に掲げる者」と、同項第三号中「管理を命ずる処分が」とあるのは「管理を命ずる処分又は第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等のうち第二条第一項各号に掲げる者」と読み替える。

(負担金又は特定負担金に係る決定)
令で定める。

第一百二十三条 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の收支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

一 第百二十二条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額

二 取得株式等若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等（第二百二十六条の二十四第三項に規定する取得特定株式等をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同条第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。同号において同じ。）につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

三 取得株式等若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等若しくは取得特定貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額及び特定負担金の金額

五 その他政令で定める事項

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時（以下この項において「報告時」という。）の属する事業年度以後の各事業年度において前条第一項の規定により金融機関が納付すべき負担金（第二百二十六条の三十九第一項を除き、以下「負担金」という。）又は第二百二十六条の三十九第一項の規定により金融機関等が納付すべき特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘査し、危機対応勘定の欠損金が負担金又は特定負担金で賄われるよう、かつ、特定の金融機関又は金融機関等に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

一 第二項の報告に係る事業年度における同項各号に掲げる事項

二 金融機関又は金融機関等の財務の状況

内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。

内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めるため必要があると認めるときは、機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

(負担率等の変更)

第一百二十四条 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由(前条第一項各号に掲げる事項に係るものを除く。)により、負担金又は特定負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の報告に係る負担金又は特定負担金の過不足を調整するために必要な限度で、前条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

(政府の補助)

第一百五十五条 政府は、負担金又は特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、金融機関又は金融機関等の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれ又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができる。

2 機構は、負担金及び特定負担金が納付されない事業年度(前項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。)において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付

当該特定認定に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）は破綻金融機関と、当該金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社又は当該金融機関に該当する長期信期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する长期信用銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社は銀行持株会社等とそれぞれみなして、第三章第四節、第三章の二（第一百二十七条第一項、第一百二十七条の三及び第一百二十八条において準用する場合を含む。）及び第一百三十一條から第一百三十二条の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に応する預金等に係る債務を含むもの（事業譲渡等に伴うものを除く。）は付保預金移転とみなして、第五十六条、第三章第四節及び第一百三十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、特定承継銀行は承継銀行と、機構は金融整理管財人と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそれぞれみなして、第六章、第一百三十三条及び第一百三十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十六条第一項第一号及び第三項第一号中「第五十五条第一項又は第二項の規定による通知」とあるのは、「第一百二十六条の二第七項の規定による機構に対する通知（同条第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定が行された場合においてなされたものに限る。）」と

7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000
1001
1002
1003
1004
1005
1006
1007
1008
1009
1009
1010
1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027
1028
1029
1029
1030
1031
1032
1033
1034
1035
1036
1037
1038
1039
1039
1040
1041
1042
1043
1044
1045
1046
1047
1048
1049
1049
1050
1051
1052
1053
1054
1055
1056
1057
1058
1059
1059
1060
1061
1062
1063
1064
1065
1066
1067
1068
1069
1069
1070
1071
1072
1073
1074
1075
1076
1077
1078
1079
1079
1080
1081
1082
1083
1084
1085
1086
1087
1088
1089
1089
1090
1091
1092
1093
1094
1095
1096
1097
1098
1099
1100
1101
1102
1103
1104
1105
1106
1107
1108
1109
1109
1110
1111
1112
1113
1114
1115
1116
1117
1118
1119
1119
1120
1121
1122
1123
1124
1125
1126
1127
1128
1129
1129
1130
1131
1132
1133
1134
1135
1136
1137
1138
1139
1139
1140
1141
1142
1143
1144
1145
1146
1147
1148
1149
1149
1150
1151
1152
1153
1154
1155
1156
1157
1158
1159
1159
1160
1161
1162
1163
1164
1165
1166
1167
1168
1169
1169
1170
1171
1172
1173
1174
1175
1176
1177
1178
1179
1179
1180
1181
1182
1183
1184
1185
1186
1187
1188
1189
1189
1190
1191
1192
1193
1194
1195
1196
1197
1198
1199
1199
1200
1201
1202
1203
1204
1205
1206
1207
1208
1209
1209
1210
1211
1212
1213
1214
1215
1216
1217
1218
1219
1219
1220
1221
1222
1223
1224
1225
1226
1227
1228
1229
1229
1230
1231
1232
1233
1234
1235
1236
1237
1238
1239
1239
1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246
1247
1248
1249
1249
1250
1251
1252
1253
1254
1255
1256
1257
1258
1259
1259
1260
1261
1262
1263
1264
1265
1266
1267
1268
1269
1269
1270
1271
1272
1273
1274
1275
1276
1277
1278
1279
1279
1280
1281
1282
1283
1284
1285
1286
1287
1288
1289
1289
1290
1291
1292
1293
1294
1295
1296
1297
1298
1299
1299
1300
1301
1302
1303
1304
1305
1306
1307
1308
1309
1309
1310
1311
1312
1313
1314
1315
1316
1317
1318
1319
1319
1320
1321
1322
1323
1324
1325
1326
1327
1328
1329
1329
1330
1331
1332
1333
1334
1335
1336
1337
1338
1339
1339
1340
1341
1342
1343
1344
1345
1346
1347
1348
1349
1349
1350
1351
1352
1353
1354
1355
1356
1357
1358
1359
1359
1360
1361
1362
1363
1364
1365
1366
1367
1368
1369
1369
1370
1371
1372
1373
1374
1375
1376
1377
1378
1379
1379
1380
1381
1382
1383
1384
1385
1386
1387
1388
1389
1389
1390
1391
1392
1393
1394
1395
1396
1397
1398
1399
1399
1400
1401
1402
1403
1404
1405
1406
1407
1408
1409
1409
1410
1411
1412
1413
1414
1415
1416
1417
1418
1419
1419
1420
1421
1422
1423
1424
1425
1426
1427
1428
1429
1429
1430
1431
1432
1433
1434
1435
1436
1437
1438
1439
1439
1440
1441
1442
1443
1444
1445
1446
1447
1448
1449
1449
1450
1451
1452
1453
1454
1455
1456
1457
1458
1459
1459
1460
1461
1462
1463
1464
1465
1466
1467
1468
1469
1469
1470
1471
1472
1473
1474
1475
1476
1477
1478
1479
1479
1480
1481
1482
1483
1484
1485
1486
1487
1488
1489
1489
1490
1491
1492
1493
1494
1495
1496
1497
1498
1499
1499
1500
1501
1502
1503
1504
1505
1506
1507
1508
1509
1509
1510
1511
1512
1513
1514
1515
1516
1517
1518
1519
1519
1520
1521
1522
1523
1524
1525
1526
1527
1528
1529
1529
1530
1531
1532
1533
1534
1535
1536
1537
1538
1539
1539
1540
1541
1542
1543
1544
1545
1546
1547
1548
1549
1549
1550
1551
1552
1553
1554
1555
1556
1557
1558
1559
1559
1560
1561
1562
1563
1564
1565
1566
1567
1568
1569
1569
1570
1571
1572
1573
1574
1575
1576
1577
1578
1579
1579
1580
1581
1582
1583
1584
1585
1586
1587
1588
1589
1589
1590
1591
1592
1593
1594
1595
1596
1597
1598
1599
1599
1600
1601
1602
1603
1604
1605
1606
1607
1608
1609
1609
1610
1611
1612
1613
1614
1615
1616
1617
1618
1619
1619
1620
1621
1622
1623
1624
1625
1626
1627
1628
1629
1629
1630
1631
1632
1633
1634
1635
1636
1637
1638
1639
1639
1640
1641
1642
1643
1644
1645
1646
1647
1648
1649
1649
1650
1651
1652
1653
1654
1655
1656
1657
1658
1659
1659
1660
1661
1662
1663
1664
1665
1666
1667
1668
1669
1669
1670
1671
1672
1673
1674
1675
1676
1677
1678
1679
1679
1680
1681
1682
1683
1684
1685
1686
1687
1688
1689
1689
1690
1691
1692
1693
1694
1695
1696
1697
1698
1699
1699
1700
1701
1702
1703
1704
1705
1706
1707
1708
1709
1709
1710
1711
1712
1713
1714
1715
1716
1717
1718
1719
1719
1720
1721
1722
1723
1724
1725
1726
1727
1728
1729
1729
1730
1731
1732
1733
1734
1735
1736
1737
1738
1739
1739
1740
1741
1742
1743
1744
1745
1746
1747
1748
1749
1749
1750
1751
1752
1753
1754
1755
1756
1757
1758
1759
1759
1760
1761
1762
1763
1764
1765
1766
1767
1768
1769
1769
1770
1771
1772
1773
1774
1775
1776
1777
1778
1779
1779
1780
1781
1782
1783
1784
1785
1786
1787
1788
1789
1789
1790
1791
1792
1793
1794
1795
1796
1797
1798
1799
1799
1800
1801
1802
1803
1804
1805
1806
1807
1808
1809
1809
1810
1811
1812
1813
1814
1815
1816
1817
1818
1819
1819
1820
1821
1822
1823
1824
1825
1826
1827
1828
1829
1829
1830
1831
1832
183

一 事業の全部又は重要な一部の譲渡
二 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡

三 保証契約の移転

四 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないときは、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、
（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役、執行役、会計参与、監事、監査役又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるとときは、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項、労働金庫法第三十七条の六第一項並びに保険業法第五十三条の八第一項及び第五十三条の二十七第一項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を解任することができる。
前項の規定により特別監視金融機関等の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項、労働金庫法第三十二条第三項及び第五十三条の二十六第二項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を選任することができる。
前項の規定により選任された特別監視金融機関等の役員等（執行役を除く。以下この項において同じ。）はその特別監視の終了の後最初に招集される定時株主総会、通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができる）と同様に選任される。

7 に、執行役は当該定時株主総会又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で執行役の選任をすることができるとき）は、定時総代会が終結した後最初に開催されると取締役会の終結の時に退任する。

第一項から第五項までに規定する許可があつたときは、これらの許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会（信用金庫等にあっては総会又は総代会、相互会社にあっては社員総会又は総代会）又は取締役会の決議があつたものとみなす。この場合における保険業法第十六条第一項、第二百三十六条の二第一項並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七条第三項（資本金又は準備金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）の会日の二週間前」とあるのは、「資本金又は準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）に係る預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二十六条の十三第一項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、同法第百三十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは、「保険契約の移転に係る預金保険法第二百二十六条の十三第一項又は第三項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、同法第百三十五条第一項中「五百五十条第三項第一号中「次項」とあり、及び同条第五項中「前項」とあるのは、「預金保険法第二百二十六条の十三第一項」とし、同条第四項の規定は、適用しない。

8 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないときは、債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の日本における代表者に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、会社法第八百一十七条第一項及び保険業法第二百九十三条第一項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の日本における代表者を定めることができるものに退任する。

10 第一項から第五項まで及び第八項に規定する許可（以下この条において「代替許可」という。）に係る事件は、当該特別監視金融機関等の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

11 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特別監視金融機関等に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

12 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

13 代替許可の決定は、第十一項の規定による特別監視金融機関等に対する送達がされた時から効力を生ずる。

14 代替許可の決定に對しては、株主、信用金庫等の会員若しくは組合員、相互会社の社員又は外国会社若しくは外国保険会社等は、第十一項の公告があつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

15 代替許可に係る事件については、適用しない。

16 第八十九条の規定は、第一項第一号、第一号及び第六十六条第一項及び第二項の規定は、若しくは第五号に掲げる事項又は第四項若しくは第五項に定める事項に係る代替許可があつた場合について準用する。
 (回収等停止要請)

6

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

口 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 金融機関等が第三項の申込みをしたときは、当該金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

第一百五条第五項の規定は前項の決定を行ふときについて、同条第六項の規定は第二項又は第四項の決定を行つたときについて、同条第七項の規定は第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて、第一百六条の規定は第一項又は第三項の申込みがあつた場合(第一項の申込みがあつた場合には、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る)における当該申込みに係る前項の決定を受けた第一項の申込みを行つた金融機関等であつて株式会社であるもの又は第三項の申込みを行つた金融機

組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第七条第一項中「株式等の発行者」とあるのは「特定株式等」(第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等をいう。)の発行者と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会商工組合中央金庫」とあるのは「株式会商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第三項中「銀行持株会社等が第五条第二項」とあるのは「金融機関等が第五条第二項」とあるのは「金融機関等が第六条の二十二第三項」と、「銀行持株会社等が発行する」とあるのは「金融機関等に対して」と、「銀行持株会社等は」とあるのは「金融機関等(この項の規定により当該金融機関等又はその金融機関等子法人等(第二百二十六条の二第五項に規定する金融機関等子法人等をいい、対象子法人等を除く。以下この項において同じ。)が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等子法人等を含む。)は」と、「その対象子会社」とあるのは「当該対象子法人等又は当該金融機関等子法人等」と、「株式等の引受け等」とあるのは「特定株式等の引受け等」と、「株式の引受けの」とあるのは「金融機関等に対する特定株式等の引受け等の」と、第二百七条の二第一項中「株式会商工組合中央金庫である場合にあつては」とあるのは「労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては」と、「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣とする。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(特定株式等の引受け等の決定に係る保険業法の特例)

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者は又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したもの）に係る事業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。

二 組織再編成により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるとときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難にならること認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 対象金融機関等が第一項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣（当該承継金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

4 前三项の規定は、第一百二十六條の二十二第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）

（）に従い、機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い、機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子法人等（この項において準用する第五項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したもの）をいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第一百二十六条の二十二第六項の決定に従い特定株式等の引受け等を行つた金融機関等に係る取得特定株式等又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併」と、「対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は」とあるのは「特定対象子法人等（第四項に規定する特定対象子法人等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち経営健全化計画を実施しているものが」と、第二項第一号中「組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したもの）をいう。」とあるのは「当該経営健全化計画を当該特定対象子法人等と連名で提出した金融機関等が、当該特定対象子法人等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画」と、「承継金融機関等」ということである」とあるのは「承継子法人等」ということである。（承継子法人等）と、前項中「経営の合理化のための方策」とあるのは「前項第一号の経営健全化計画を連名で提出した金融機関等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替える。

5 ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいい、この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の金融機関等又は第八項において準用する前条第一項の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「組織再編成後金融機関等」という。）を含む。次項において同じ。）、は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該特定金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び新設労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該特定金融機関等であること又は当該特定金融機関等に係る対象子法人等を金融機関等子法人等とする他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 組織再編成により当該特定金融機関等（前号に規定する他の金融機関等を含む。）による当該特定金融機関等に係る対象子法人等の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

て組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の金融機関等があるときは、当該特定金融機関等又は組織再編成後金融機関等に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の金融機関等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の金融機関等と連名で、内閣総理大臣（当該特定対象子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

8 第百二十六条の二十四第一項の規定は内閣総理大臣（経営健全化計画を提出した金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が第三項（第四項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関等（これらの経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）について、前条の規定は承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第一百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）」とあるのは、「次条第四項に規定する特定対象子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

三 当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定合併等に係る特定救済持株会社等が当該特定合併等により承継し、又は引き受ける業務又は債務（当該特定合併等が前条第二項第五号に掲げる株式の取得である場合にあっては、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等から当該特定合併等は債務について、特定合併等が行われることなく、当該特定破綻金融機関等の業務全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。

4 内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対し第一項の認定を行うときは厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る者のうち、いずれが特定破綻金融機関等であるかを明らかにしなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

8 特定破綻金融機関等の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する保険会社を子会社とする持株会社となる場合には、内閣総理大臣は、当該会社について銀行法第五十二条の十七第一項、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は保険業法第二百七十七条の十八第一項の認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行ふことができない。（特定合併等のあつせん）

第百

第一百二十六条の三十一 第五十九条の二の規定は特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関する有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行ふ特定救済金融機関等について、第六十条の規定は内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等を援助するものについて、第六十二条（第一項を除く。）の規定は前条のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）の規定は第一百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又はこの条において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みについて、第六十四条の二の規定は第二百二十六条の二十八第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第二項の規定は機構が特定資金援助融機関等又は特定救済持株会社等により第二百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得をされる特定破綻金融機関等について、第六十四条の三第二項の規定は機構が特定資金援助融機関等又は特定救済持株会社等により第二百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得をされる特定破綻金融機関等について、第六十四条の三第二項の規定は機構が特定資金援助融機関等又は特定救済持株会社等によるものに限る。）を行ふ特定救済金融機関等に付されているものに限る。又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受け予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は第二百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第七号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について、第六十五条及び第六十六条の規定は第二百二十六条の二十九第一項の認定又は前条のあつせん（以下「特定適格性認定等」といいう。）を受けた金融機関等又は特定持株会社等

について、第六十七条の規定は特定適格性認定を受けた特定救済金融機関等について、第六十八条の規定は特定適格性認定等に係る特定合併等のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が特定優先株式等の引受け等（第一百二十九条の二十八第三項に規定する特定優先株式等）を行った救済金融機関等又は特定救済株式会社等（この条において準用する第六十八条の二第二項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の三第四項に規定する会社及びこの条において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の三第二項に規定する承継金融機関等を含む。）をいう。以下この条において同じ。」について、第六十八条の四の規定は機構が特定優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この条において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について、同二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の「衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同一条第八項」と、第六十条第三項中「前条第六項」とあるのは「第一百二十六条の二十八第七項」と、「破綻金融機関について、同一条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同一条第八項」と、第六十条第一項中「合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等」とあるのは「特定合併等（第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定合併等を除く。）と、同一条第二項中「金融機関」とあるのは「金融機関等（第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）に係る第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等（特定破綻金融機関等を除く。）と、同一条第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。」

同じ。」)と、第六十二条第一項中「銀行持株会社等」とあるのは「特定持株会社等(第二百六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等)をいう。以下同じ。」)と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第二百六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、「第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助(第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等(第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等又は救済銀行持株会社等(第二条第五項第五号に掲げる先株式等の引受け等(第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。)と、救済金融機関又は救済銀行持株会社等(第二条第五項第五号に掲げる先株式等の引受け等(第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。)と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等の引受け等」と、同条十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条の出資又は基金に係る債権をいう。(優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規

第六十七条中「付保預金移転」とあるのは、「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」であるのは、「労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「株式会社商工組合金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣(当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣並び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等である場合には、金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(追加的特定資金援助)

**(追加的特定資金援助
第一百一十六条の三十二)**

第一百一十六条の三十二 機構は、特定資金援助に係る特定合併等の後、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等若しくは特定救済持株会社等又は当該特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等から追加の特定資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行つた金融機関等又は特定持株会社等に対する追加の特定資金援助（第四項及び第五項において「追加的特定資金援助」という。）を行うことができる。

4 当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

う。以下同じ。)の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「百二十六条の二十八第七項」と、「破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助(百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等(第一百二十六条の二十一)」と規定する「第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等子法人等をいう。以下同じ。」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等(同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。)」を定める特定持株会社等をいう。以下同じ。」と、「金融機関等(百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。)又は特定持株会社等(第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。)」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等(第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等(次に掲げるものを含む。)」そ

の他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等(優先株式等、第一百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう)」(優先株式等にあつては次に掲げるものに類するものを含む、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう)。」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「第一百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助」と、第六十八条の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣(当該発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣並びに経済産業大臣とする。)」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等(第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。)」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。委員会は、第一項若しくは第二項又は前項において準用する第五十九条の二第一項に規定する申込みに係る追加的特定資金援助について前項において準用する第六十四条第一項の議決を行ふ場合において、当該追加的特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該

(特定適格性認定等に係る特定合併等に対する
破産法等の規定の適用関係)

第一百二十六条の三十三 破産法第七十八条及び第
九十三条、民事再生法第四十一条、第四十二
条、第五十四条第二項及び第四項、第六十六条
並びに第八十一条、会社更生法第三十二条、第
三十五条第二項及び第三項、第四十五条、第
十六条並びに第七十二条、金融機関等の更生手
続の特例等に関する法律第二十三条、第二十五
条（第一項を除く。）、第三十二条、第三十三
条、第四十五条、第一百八十八条、第一百九十条
(第一項を除く。)、第一百九十七条、第一百九十八
条及び第二百十一条、会社法第五百二十七条第
一項、第五百三十五条、第五百三十六条及び第
八百九十六条並びに外国倒産処理手続の承認援
助に関する法律第三十一条、第三十四条、第三
十五条、第五十三条及び第五十五条第一項の規
定は、特定適格性認定等に係る特定合併等につ
いては、適用しない。

(特定承継金融機関等の設立の決定)

第一百二十六条の三十四 内閣総理大臣は、特別監
視金融機関等の債務等承継（特定承継金融機関
等が事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社
分割（以下「特定事業譲受け等」という。）に
より債務等（特定事業譲受け等に係る業務又は
債務をいう。以下同じ。）を引き継ぎ、かつ、
債務等の弁済等（その業務の暫定的な維持継続
又は債務の弁済をいう。以下同じ。）を円滑に
行うことをいう。）のため特定承継金融機関等
を活用する必要があると認めるときは、次に掲
げる決定を行うことができる。

一 機構が特別監視金融機関等から債務等を引
き継ぐため特定事業譲受け等を行う特定承継
金融機関等を子会社として設立する旨の決定
二 特定承継金融機関等が特別監視金融機関等
から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等
を行うべき旨の決定

3 2 内閣総理大臣は、必要があると認めるとき
は、前項の決定を取り消し、又は変更する決定
義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。

一 特定承継銀行 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする銀行であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

二 特定承継保険会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（保険会社又は外国保険会社等に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことの目的とする保険会社であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

三 特定承継金融商品取引業者 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（金融商品取引業者に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことの目的とする株式会社であつて、機構の子会社として設立されたもの（特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継金融商品取引業者を除く。）をいう。

四 特定承継会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことの目的とする株式会社であつて、機構の子会社として設立されたもの（特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継金融商品取引業者を除く。）をいう。

五 特定承継金融機関等 特定承継銀行、特定承継保険会社、特定承継金融商品取引業者又は特定承継会社をいう。

六 特定承継会社は、第一百二十六条の二十八、第一百二十六条の三十、第一百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二、第六十条、第六十二条（第一項を除く。）及び第六十四条（第二項を除く。）から第六十八条の四まで、第一百二十六条の三十二（第四項を除く。）、同項において準用する第五十九条の二、第六十四条（第二項を除く。）、第六十四条の二、第六十七条から第六十八条の四まで並びに第一百二十六条の二十八第七項及び第八項並びに第百三十三条の二の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）の適用については、金融機関等とみなす。

（特定承継金融機関等の設立等）

社として設立するための出資をしなければならない。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等に対する出資を行おうとするときは、委員会の議決を経なければならない。

3 機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(特定承継金融機関等の経営管理)

第一百二十六条の三十六 機構は、特定承継金融機関等が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

一 第百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うこと。

二 債務等の弁済等その他の業務（預金等の受扱事務、資金の貸付け並びに保険業法第二百六十条第十項に規定する保険契約の管理及び処分を含む。次項第二号において同じ。）の実施に際しては、同項に規定する指針に従うこと。

機構は、特定承継金融機関等の債務等の弁済等についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、債務等の弁済等を円滑に行う

という特定承継金融機関等の目的を踏まえ、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるそれを回避しつつ特定承継金融機関等の円滑な債務等の弁済等を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、特定承継金融機関等が債務等の弁済等の他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことと、機構は、特定承継金融機関等に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。（承継銀行に関する規定の準用）

第一百二十六条の三十七 第九十五条から第一百条まで及び第一百三十五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定承継金融機関等についての規定である。「この場合において、第九十五条中〔第九十三条第二項の規定による確認がされた」とあるのは、「第一百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等に係る」と、第一百六十六

条第一項中「業務」とあるのは「債務等（第一百二十六条の三十四第一項に規定する債務等をいう。）と、被管理金融機関に対する管理を命ずる処分」とあるのは「特別監視金融機関等（第一百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。）に対する特別監視指定（同項に規定する特別監視指定をいう。）」と、

第九十七条第一項中「協定承継銀行」とあるのは「協定承継金融機関等」と、第一百三十五条第二項及び第三項中「権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適切であるとの確認がされたものに限る。）」とあるのは「権利」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助)

第一百二十六条の三十八 特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第一百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定承継金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

二 特定承継金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

三 特定承継金融機関等がその事業の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

四 特定承継金融機関等の株式の取得（当該株式の取得をされた金融機関等の資産）

五 前項第五号に掲げる吸収分割（同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの）

六 前項第六号に掲げる新設分割（当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

七 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第四号に掲げる株式の取得をされる特定承継金融機関等について、同条第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定再承継金融機関等、特定再承継特定持株会社等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第一百二十六条の二十九第一項中「特定救済金融機関等」とあるのは、「特定再承継特定持株会社等（当該特定承継金融機関等の資産の一部を

機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させるもの

六 特定承継金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定承継金融機関等がその事業に關して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併（当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併（当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる事業の譲渡（同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの）

四 前項第四号に掲げる株式の取得（当該株式の取得をされた金融機関等の資産）

五 前項第五号に掲げる吸収分割（同号の他の金融機関等の資産で当該吸收分割により承継したもの）

六 前項第六号に掲げる新設分割（当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

七 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十四条の三第一項の規定は特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第四号に掲げる株式の取得をされる特定承継金融機関等について、同条第二項の規定は機構が特定資金援助（劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに係るものに限る。）を行う特定再承継金融機関等、特定再承継特定持株会社等又は特定再承継特定持株会社等により第二項第二号に掲げる合併若しくは同項第六号に掲げる新設分割により設立された金融機関等について、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第一百二十六条の二十九第一項中「特定救済金融機関等」とあるのは、「特定再承継特定持株会社等（当該特定承継金融機関等の資産の一部を

定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（第一百二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第一百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第一百二十六条の三十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第一百二十六条の三十九第三項第五号に規定する特定再承継融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二十六条の二十四第一項に規定する債務等をいう。）と、被管理金融機関に対する管理を命ずる処分」とあるのは「特別監視金融機関等（第一百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。）に対する特別監視指定（同項に規定する特別監視指定をいう。）」と、

第六十二条の三十八第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）と、第一百二十六条の三十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第一百二十六条の三十九第三項第五号に規定する特定再承継融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継特定持株会社等（第一百二十六条の三十九第三項第五号に規定する特定再承継融機関等をいう。以下同じ。）」と、

十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第一百二十六条の三十九第三項第五号に規定する特定再承継融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第一百二十六条の三十九第三項第五号に規定する特定再承継融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けた再承継金融機関等（特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用するこの第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。））をいう。以下この項において同じ。）について、第六十八条の四の規定は機構が当該特定資金援助を行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第二百二十六条の二第一項に規定する金融機関等をいいう。以下同じ。）又は特定持株会社等（第二百二十六条の二十九第四項、第六項及び四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第二百二十六条の三十八第五項において準用する第二百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は金融機関」となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいいう。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六

条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法
人等をいう。以下同じ。)を当事者とする特定
再承継(第一百二十六条の三十八第二項に規定す
る特定再承継をいう。以下同じ。)と、「株式
会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」
とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫又は商
工組合子法人等(同号に規定する商工組合子法
人等をいう。以下同じ。)を当事者とする特定
再承継」と、第六十四条の二第一項中「優先株
式等の引受け等」とあるのは、「特定優先株式等」
とあるのは、「特定優先株式等の引受け等をいう。
以下同じ。」と、「救済金融機関又は救済銀行持株
会社等(第二条第五項第五号に掲げる会社を除
く)とあるのは、「特定再承継金融機関等(第一百
二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継
金融機関等をいう。以下同じ。)又は特定再承
継特定持株会社等(同項に規定する特定再承継
特定持株会社等をいう。)と、同条第二項中「充
実」とあるのは、「充実その他の財務内容の改
善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」
とあるのは、「労働金庫連合会又は労働金庫等
子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」
とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫又は商
工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先
株式等又は取得貸付債権」とあるのは、「取得特
定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優
先株式等の引受け等」とあるのは、「特定優先株
式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先
株式等」とあるのは、「取得特定優先株式等」
と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」と
あるのは、「特定優先株式等の引受け等」と、
「優先株式等(次に掲げるものを含む。)その他
の政令で定める株式等」とあるのは、「特定優先
株式等(優先株式等、第一百二十六条の二十二第
六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株
式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する
協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に
係る債権をいう。)(優先株式等にあつては次に
掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特
約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一
項に規定する協同組織金融機関以外のものの出
資又は基金に係る債権があつては次に掲げるも
のに類するものを含む。)」と、第六十五条中
「又は労働金庫連合会」とあるのは、「労働金
庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式
会社商工組合中央金庫」とあるのは、「株式会社

商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け」(第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受け)をいう。以下同じ。」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「を、保険業法第一条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの人者以外の金融機関等又は特定持株会社等についてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び轉換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び轉換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第一百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第一百六十五条の十一第一項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「譲受け」と、「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と、「同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「一、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「第六十八条の二中「発行救済

第一百二十六条の三十一

九 金融機関等は、第百二十一
行等) 第二項中「含み、銀行持株会
第一項中「含み、銀行持株会
第二条第五項第一号又は第三
限る」とあるのは「含む」
あるのは「財務大臣並びに
経済産業大臣」と、同条第三
とあるのは「財務大臣(当該
融機関等が労働金庫等子法人
つては内閣総理大臣及び財務
労働大臣とし、当該発行特定再
商工組合子法人等である場合
理大臣及び財務大臣並びに經
一)と、第六十八条の三(第二
は銀行持株会社等(第二条第
三号に掲げるものに限る。)」
機関等又は特定持株会社等
「又は労働金庫連合会」とあ
庫連合会又は労働金庫等子法
公社商工組合中央金庫」とあ
間工組合中央金庫又は商工組
み替えるものとするほか、必
は、政令で定める。

者を通じて、当該書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。

つき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債額（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の合計額を十二で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、第二百二十三条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる处分に係る金融機関等」と、第五十二条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八章

第八章 雜則
(預金等の払戻しのための資金の貸付け)
第一百二十七条 第六十九条の三の規定は、同条第

2 一項各号に掲げる者から支払対象預金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象預金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

機構は、第六十九条の三第一項各号に掲げる

者が行う前項に規定する支払対象預金等の払戻

しに係る事務に要する費用を負担することがで
きる。
(金融システムの著しい混乱を生じさせるおそ
れがあると認められる種類の債務の弁済のため
に必要とする資金の貸付け)
第一百一十七条の二 機構は、次に掲げる者からそ
の運営によって、或は自らの金庫による不正な取引
によって、又は他の方法によつて、その財産を充
てんする場合に、その財産の回復を目的として、

の不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付けを

第五十一条第一項及び第五十二条の規定は、第

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全
二 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等
一 破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

連合会又は第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と、同条第四項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそ
及び第五項中「弁済を行うう決済債務の種類」とあるのは「払戻しを行う支払対象預金等の種類」別」と「弁済の」とあるのは「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは「払戻しをする」と読み替えるものとする。

三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第百三十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等」

管理人による管理を命ぜる处分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

〔第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等と読み替えるものとする。〕
第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関等に係る破

れがあると認められる種類の債務の弁済に関する破産法等の特例) 第百二十七条の四 破産手続開始(金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国

四 更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店

第一百二十八条

れがあると認められる種類の債務」と、同条第四項中「弁済を行う」とあるのは「弁済その他これを消滅させる行為（以下）」の条において「弁済」という。」を行う」と、同項及び同条第五項中「決済債務」とあるのは「債務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一百二十八条の二 第六十九条の三（第三項及び第四項を除く。）の規定は、同条第一項各号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始後、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は特別清算開始の命令があつた後に限り、同項第二号から第八号までに掲げる者にあつては、特定認定に係る金融機関等を除く。）の申立ての減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。（この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでの限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるものとする。）

銀行

二　破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

三　破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

四 銀行支店に限る。)

五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項若しくは第八十七条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる处分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる处分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる处分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

八 特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び国際保険会社等を除く。）、会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び国外保険会社等に限る。）、銀行法第五十五条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）又は保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国保険会社等に限る。）

第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫

第一百二十八條の

連合会又は第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

第一百二十八条の三 機構は、第五十六条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をした場合又は第二種保険事故が発生した場合において、これらの保険事故が発生した金融機関（これらの保険事故が発生した時において金融機関であつた者を含む。）が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行ふ場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する金融機関から同項の資産の買取りに係る申込みがあつたとき、又は当該資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出があつた場合において、当該入札に係る資産の買取りをしようとするときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該決定に係る第一項に規定する金融機関との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

6 機構は、第一項に規定する金融機関との間で前項の契約を締結しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第一百二十九条 機構は、第三章第四節、前章及び前条の規定による場合のほか、協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等が保有する資産の買取りを行うことができる。

3 機構は、協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等がじめ定めて公表する基準に従わなければならぬ。

等から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行ふ旨の決定をしたときは、当該協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。
(信用金庫等の総会等の招集手続の特例)

第一百三十条 適格性の認定等又は特定適格性認定等を受けた信用金庫等が行う事業兼業等及びそ

第一百三十一条 適格性の認定等又は特定適格性認定等を受けた信用金庫等が行う事業譲渡等及びその実施に必要な定款の変更について議決するための当該信用金庫等の総会は、総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員の同意があるときは、信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第十九条の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

議決するための総代会について準用する。この場合において、同項中「総会員（労働金庫については、労働金庫法第十三条规定する個人会員を除く。）又は総組合員」とあるのは、「総代の全員」と、「信用金庫法第四十五条、中

（事業譲渡等における債権者保護手続の特例等）
第一百三十二条 第五十九条第二項第三号に掲げる
事業譲渡等若しくは付保預金移転を援助するた
めの第六十四条第一項の規定による資金援助を
と認む者とするものとする。

行う旨の決定又は第百二十六条の二十八第三項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けを援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定事業譲渡等（第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転又は第百

二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けをいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条及び次条において同じ。)に係る債務の引受け及び契約上の地位の移転は、当該特定事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受けける契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれをすることができることとする。

2 民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示(同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。)がされた債権の譲渡については、適用しない。

3 銀行法第三十四条及び第三十五条(これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに金融商品取引法第五十条の二第六項の規定は、第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等については、適用しない。

4 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡等がされたときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等は、その日から二週間以内に、当該特定事業譲渡等の内容を旨並びにこれに対し異議のある債権者、譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者及び契約上の地位に係る契約の相手方は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知っている債権者、譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者及び契約上の地位に係る契約の相手方には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第四項の規定にかかるわらず、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等が同項の規定による公告を行なふ場合は、会社法第九百三十九条第二項若しくは第四項、銀行法第四十九条の二第一項又は保険

業法第二百七十二条第一項若しくは第四項の規定による公告の方法。(以下同じ。)によりするときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等による第四項の規定による各別の催告は、するゝとを要しない。

相手方（以下この項において「移転債権者等」という。）が第四項に規定する期間内に異議を述べたときは、当該移転債権者等に係る当該特定事業譲渡等に係る債務の引受け、譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡及び契約上の地位の移転（以下この項において「債務の引受け等」という。）は、当該債務の引受け等の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害すことができない。

破綻金融機関の債権者（第一項に規定する第

付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の破綻金融機関の債務に係る債権者に限る。) 又は特定破綻金融機関等の債権者(第一項に規定する第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けに

は、当該破綻金融機関の債権者又は当該特定破綻金融機関等の債権者は、救済金融機関又は特定救済金融機関等に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

救済金融機関の債権者（第一項に規定する第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関に係る債権者に係る債権者）又は特定救済金融機関等の債権者（第一項に規定する第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けに

より特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定救済金融機関等の債務に係る債権者に限る。)が第四項の期間内に異議を述べたときは、当該救済金融機関又は特定救済金融機関等は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該特定事業譲渡等が当該救済金融機関の債権者又は当該特定救済金融機関等の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三百三十二条 特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転(預金等に係る契約に係るものであつて、契約の条項(金利その他の政令で定めるものに限る。)の変更を伴うものに限る。以下この条において同じ。)は、当該契約上の地位の移転に係る預金者等の承諾を得ないでこれをすることができる。この場合において、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等(次項において「破綻金融機関等」という。)は、当該契約上の地位の移転の前に、当該特定事業譲渡等の内容の要旨及び当該変更の内容並びにこれらに対し異議のある預金者等は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、住所又は居所が知られている預金者等には各別にこれを催告しなければならない。

2 破綻金融機関等は、前項の規定により特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転をしようとするときは、同項の公告及び催告をする前に、内閣総理大臣(当該破綻金融機関等のうちに労働金庫又は労働金庫連合会がある場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該破綻金融機関等のうちに株式会社商工組合中央金庫がある場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)の承認を受けなければならない。

3 第一項の期間は、政令で定める期間を下つてはならない。

4 第一項の期間内に異議を述べた預金者等に係る契約上の地位の移転は、效力を生じない。

5 前条並びに銀行法第三十四条及び第三十五条(これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含

保険会社等にあつては保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等)その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等又は特定持株会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

前条第三項の規定は、第二項の規定による当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査(次に掲げる事項を調査するために行うものに限る)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

第一第五十一条第一項の規定による保険料の納付が適正に行われていること。

二 第五十五条の二第五項並びに第五十八条の三第一項及び第二項に規定する措置が講ぜられていること。

三 第七十一条第二項の預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額

四 前章の規定による特別監視その他同章の規定による業務及び当該業務に附帯する業務の円滑な実施を確保するために必要な金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分の状況

第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

(金融機関の破産手続開始の通知等)

第二百三十七条の二 金融機関について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会）あつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫あつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。通知しなければならない。

2 金融機関の破産手続において、破産法第二百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

(契約の解除等の効力)

第二百三十七条の三 内閣総理大臣は、第二百二条第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関又は金融機関等について、関連措置等（当該認定若しくは特定認定又は管理を命ずる処分、特別監視指定若しくは特定管理制度を命ずる处分その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が講じられたことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である金融機関又は金融機関等に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等を認定するものに限る。）の特定解除等を行つた場合においても、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには必要な措置が講じられるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間（以下この条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる。

2 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る取引権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引がでできる。

に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算の実施期間の算定に関する法律(平成十年法律第八号)第二条第六項に規定する一括清算その他のこれらに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。

第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。

内閣総理大臣は、第一項の規定による決定を行つたときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び当該決定に係る関連措置等に係る金融機関又は金融機関等に通知しなければならない。

第一項の規定による決定が行われた契約については、破産法第五十八条(民事再生法第五十一条、会社更生法第六十三条並びに金融機関等の更生手続の特例等)に関する法律第四十一条第三項及び第二百六十三条において準用する場合を含む。の規定は、措置実施期間中は、適用しない。

第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたもののみである。

(金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令等)

第一百三十七条の四 内閣総理大臣 (この条に規定する命令)に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金融法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする)は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(国際協力)

第一百三十七条の五 機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならぬ。

(政令への委任)

第一百三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（権限の委任）

第一百三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

一 第二十六条第一項又は第二項の規定による任命

二 第二十六条第三項又は第二十九条の規定による解任

三 第三十条の規定による承認

四 その他政令で定めるもの

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

一 第百三十六条第一項及び第一百三十七条第一項の規定による権限（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会子会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会子会社等及び証券金融会社（次号において「金融商品取引業者等」という。）に関するもの並びに金融商品仲介業者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）

二 第百三十六条第二項及び第一百三十七条第二項の規定による権限（金融商品取引業者子特定法人、指定親会子会社等、金融商品取引業者等の子会社及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものとする。）

三 その他政令で定めるもの

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限のものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

各預金者等につき、次の各号に掲げる預金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条において同じ。）に係る債権（その者が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するもの（同条第四項の仮払金の支払又は第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る。以下この項において同じ。）のうち当該各号に定める合算額に相当する金額とする。

一 預金等のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める預金（以下この項において「特定預金」という。）当該特定預金に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

二 特定預金以外の預金等（以下この条において「その他預金等」という。）当該その他預金等に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

前項第二号に規定する元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が保険基準額を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、その他預金等につき、第五十四条第二項各号に定めるところにより保険金の額は、前二項の規定にかかる規定期間の元本の額を合計した場合の当該元本とする。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかる規定期間の第一項各号に掲げる預金等の区分ごとに、前二項の規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除了した金額に相当する金額とする。

第一項の規定にかかるわらず、各金融機関につき、当該営業年度の直前の営業年度の末日における預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条において同じ。）のうち替取引に用いられるものとして政令で定める預金（以下この条において「特定預金」という。）の額の合計額及び特定預金以外の預金等（以下この条において「その他の預金等」という。）の額の合計額をそれぞれ十二で除し、これに平成十三年四月一日に開始する営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て、特定預金及びその他の預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。

2 平成十四年四月一日に開始する営業年度に納付する保険料の額は、第五十一条第一項の規定にかかるわらず、各金融機関につき、当該営業年度の直前の営業年度の各日（銀行法第五十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。）における特定預金の額の合計額を平均した額及びその他預金等の別に定めた率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。

（決済用預金に関する特例）

第六条の二の三 特定預金（附則第六条の二第一項第一号に規定する特定預金をいう。）であつて決済用預金に該当しないものについては、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、決済用預金とみなす。この場合における第五十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）であるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額）」とする。

（業務の特例）

第六条の二の四 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七条まで、附則第八条の二第一項及び附則第十五条の二から第十五条の五までの規定による業務を行うことができる。

（特例資産譲受人等の資産の買取り）

第六条の三 機構は、第六十四条第一項の規定による資金援助の決定（預金保険法の一部を改正

する法律(平成八年法律第九十六号)の施行の日前にされたものに限る。)に係る営業譲渡等を行つた破綻金融機関の資産を譲り受けた者(当該営業譲渡等に係る救済金融機関を除く。以下この条において「特定譲受人」という。)、当該営業譲渡等に係る救済金融機関の資産(当該救済金融機関が当該営業譲渡等により当該破綻金融機関から譲り受けたものに限る。以下この項において「特別資産」という。)を譲り受けた者(以下この条において「特別譲受人」という。)又は特定譲受人若しくは特別譲受人に對して当該破綻金融機関の資産若しくは特別資産(以下この項において「特例資産」という。)の譲受けに必要な資金の貸付けを行つた者であつて当該貸付けに係る債務の弁済に代えて当該特例資産を譲り受けた者(以下この項及び第五項において「特例資産譲受人」という。)から、平成十三年三月三十一日までに当該特定譲受人が譲り受けた当該破綻金融機関の資産、当該特別譲受人が譲り受けた当該特別資産又は当該特例資産譲受人が当該債務の弁済に代えて譲り受けた当該特例資産の買取りの申込みを受けたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

2 機構は、前項の規定による申込みがあつたときは、内閣総理大臣及び財務大臣は、特定譲受人又は特別譲受人による破綻金融機関又は救済金融機関からの資産の譲受けが、当該破綻金融機関の円滑な営業譲渡等を図る觀点又は当該救済金融機関の業務の健全かつ適切な運営を図る觀点から必要であつたと認める場合に限り、前項の承認をするものとする。

3 機構は、第二項の規定による資産の買取りを行ふ旨の決定をしたときは、当該資産の買取りの申込みに係る特定譲受人、特別譲受人又は特例資産譲受人(以下「特例資産譲受人等」といふ。)との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(特例資産譲受人等に対する損失の補てん)

第六条の四 機構は、前条第一項の規定により資産の買取りを行う場合(附則第十条第一項の規

承継又は当該特別監視金融機関等の債務等を承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。)により設立された銀行(以下「新設分割設立銀行」という。)又は金融機関等(以下「新設分割設立金融機関等」という。)の合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。)の承継又は当該特別監視金融機関等の債務等を承継に係る事業の全部の譲渡。

四 新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の株式の譲渡(当該譲渡により新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等が協定銀行子会社でなくなるものに限る。)

五 株主総会の決議による新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の解散

六 承継協定銀行の当該被管理金融機関又は当該特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産及び負債を当該承継勘定から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額を協定後勘定から当該承継勘定に繰り入れる措置(次条第六項又は附則第十五条の四の二第六項に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行うものに限る。以下「移管措置」という。)

七 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受ければなければならない。

八 機構は、第一項の規定により同項の経営管理を終了したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

九 第一項の「協定銀行子会社」とは、承継協定銀行がその総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

(再承継金融機関等に対する資金援助)

二 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいいう。

一 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合には、その買取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させる吸収分割続する合併

二 新設分割設立銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三 新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

四 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合には、その買取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの

五 新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

一 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

二 前項第一号に掲げる吸収分割當該吸収分割により事業を承継した金融機関の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる合併當該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

銀行持株会社等により第二項第五号に掲げる
株式の取得をされる新設分割設立銀行について
て、同条第二項の規定は機構が資金援助（劣後
特約付社債（新株予約権が付されているものに
限る）の引受けに係るものに限る。）を行うう
承継金融機関、再承継銀行持株会社等又は第二
項第三号に掲げる合併により設立された金融機
関について、第六十五条及び第六十六条の規定
は第五項において準用する第六十一条第一項の
認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は
該資金援助（優先株式等の引受け等に係るもの
に限る。（以下この項において同じ。）を受けた
再承継のための機構による資金援助について、
第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当
該資金援助（優先株式等の引受け等に係るもの
に限る。（以下この項において同じ。）を受けた
再承継金融機関等（再承継金融機関（当該優先
株式等の引受け等に係る合併により設立された
金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等
（この項において準用する第六十八条の二第一
項の承認を受けた場合におけるこの項において
準用する同条第二項に規定する会社及びこの項
において準用する第六十八条の三第一項の承認
を受けた場合におけるこの項において準用する
同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）
をいう。以下この項において同じ。）について、それ
第六十八条の四の規定は機構が当該資金援助を
行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保
有する取得優先株式等（この項において準用す
る第六十四条の二第六項に規定する取得優先株
式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債
(新株予約権が付されているものに限る。)の發
行者であるものの特別支配株主について、それ
ぞれ準用する。この場合において、第六十二条
第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第十
五条の四第五項において準用する前条第一項
と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第
一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項
と、同条第四項中「前条第四項から第七項ま
で」とあるのは「附則第十五条の四第五項にお
いて準用する前条第四項、第六項及び第七項
と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融
機関となる蓋然性が高いと認められる金融機
関」とあるのは「承継協定銀行」と、第六十四
条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは
「再承継」と、同条第四項及び第五項中「金融
機関又は銀行持株会社等」とあるのは「再承

金融機関又は再承継銀行持株会社等と、第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行又は再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「再承継」とあるのは「再承継」と、同条第六項第二号中「金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、同項二項第三号」と、「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「再承継」とあるのは「再承継」と、同条第六項第二号中「金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、「再承継銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十五条中「合併等」とあるのは「再承継」と、「再承継」とあるのは「再承継」と、「譲受け」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助)
第十五条の四(二) 特定再承継を行う金融機関等(次項第一号から第五号までに掲げるものについては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「特定再承継金融機関等」という。)又は特定再承継を行う特定持株会社等(以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。)は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助(百二十四条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるところができる。)を行うことを、機構に申し込むことができる。
前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。
一 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部(承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関等に承継させる吸収分割
二 新設分割設立金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併
三 新設分割設立金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併
四 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部(承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関等に譲渡するもの
五 新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該

新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管措置により協定後勘定に移された資産

第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第一百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ適用する。この場合において、第一百二十六条の二十八第四項中、「特定救済金融機関等」とあるのは、「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは、「特定再承継特定持株会社等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあ

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第三項に規定する承継協定銀行（附則第十五条の二）と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

二十六条の二十九第二項の申請が行われない場合においても、承継協定銀行の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承継協定銀行及び他の金融機関等、承継協定銀行及び特定株会社等又は承継協定銀行に対し、書面により、特定再承継（第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該承継協定銀行が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

る第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。」をいう。以下この項において同じ。」について、第六十八条の四の規定は機構が該特定資金援助を行つた再承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）である株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）若しくは特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者であるものの特別支配株主について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する承継機関等をいう。以下同じ。）、特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）又は承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいい、そのあつせんが附則第十五条の四の二第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十九条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、第六十四条第一項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、

係る特定回収困難債権の買取りの価格、第八項において準用する附則第十条の二に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを困難債権協定銀行に対し提示するものとする。

機構は、困難債権協定銀行との間で第一項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

機構が困難債権協定銀行との間で第二項第一号の委託に関する契約を締結したときは、第一項の決定に係る金融機関の特定回収困難債権の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破綻金融機関等をいう。」の規定は、機構が困難債権協定銀行に対し第一項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託を行ふ場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破綻金融機関等をいう。以下同じ。」を「破綻金融機関、承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等をいう。以下同じ。」との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から引き受けた預金等に係る債務若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等に係る債務等」という。）又は移管措置（附則第十五条の三第三項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買取った資産又は同条第七項に規定する業務に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定とあるのは「附則第十五条の五第二項に規定する困難債権整理回

收協定（以下この条において「困難債権整理回収協定」という。）と、同項第五号中「協定」とあるのは、「困難債権整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは、「業務」と、「承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲り受け債権等」という。）に係る債権」とあるのは、「金融機関から買い取つた特定回収困難債権（次号において「買取債権」という。）」と、同項第六号中「協定」とあるのは、「困難債権整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは、「業務」と、「譲り受け債権等に係る債権」とあるのは、「買取債権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十条の二及び附則第十一条から第十五条までの規定は、困難債権協定銀行が困難債権整理回収協定に従い困難債権整理回収協定の定めによる業務を行う場合について準用する。この場合において、附則第十一条第一項中「事業の譲受け等又は特定事業譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金等に係る債務等の弁済若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金」とあるのは、「特定回収困難債権の買取りのために必要とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金」と、附則第十三条及び附則第十四条中「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項」と、附則第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「附則第七条第一項第五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権（次項において「特定債権」という。）の回収に係る業務（以下この条において「特定業務」という。）とあるのは、「債務者（附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同項第一号中「特定業務に係る債務者」とあるのは、「債務者（附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」とあるのは、「特定業務に係る債務者」とあるのは、「債務者」と、同項第二項中「特定業務を」とあるのは、「特定業務に係る債務者」とあるのは、「債務者」

(附則第十五条の五第七項において読み替えて
準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務
を)と、「特定業務に係る譲受債権等に係る債
権又は特定債権」とあるのは「当該業務に係る
困難債権整理回収協定の定めにより金融機関か
ら買い取った特定回収困難債権」と、附則第十
五条中「附則第七条第一項第六号に掲げる業
務」とあるのは「附則第十五条の五第七項にお
いて読み替えて準用する附則第七条第一項第六
号に掲げる業務」と読み替えるものとするほ
か、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
(特定第二号措置に係る特定認定の特例等)

第十五条の六 特定第二号措置に係る特定認定
(第百一十六条の二第一項に規定する特定認定
を)。以下この条において同じ。)に係る金
融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、特
定適格性認定等に係る特定合併等により承継さ
れ、譲渡され、又は引き受けられないものに関
しては、特定承継銀行は承継銀行とみなして、
附則第七条第一項、附則第十条(同条の規定に
係る罰則を含む)及び附則第二十三条第四項
の規定を適用し、特定第二号措置に係る特定認
定に係る金融機関は被管理金融機関と、当該特
定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管
理金融機関に対する管理を命ずる处分とそれぞ
れみなして、附則第十五条の二から第十五条の
四までの規定(これらの規定に係る罰則を含
む。)を適用する。

2 特定第一号措置に係る特定認定に係る保険会
社又は外国保険会社等については、保険業法第
二百六十条第二項に規定する破綻保険会社とみ
なして、同法附則第一条の二の三、第一条の二
の五及び第一条の二の七の規定(これらの規定
に係る罰則を含む。)を適用する。

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政
令で定める。

(資金援助の特例)

第十六条 機構は、平成十四年三月三十一日まで
を限り、第五十九条第一項若しくは第四項又は
第六十条第一項の規定による申込みがあつた場
合において、当該申込みに係る資金援助に要す
ると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破
綻金融機関の保険事故につき保険金の支払(第
五十四条第一項から第三項までの規定により計
算した保険金の額に基づいてするものをいう)
を行うときに要すると見込まれる費用を超える
と認めるときは、当該申込みに係る第六十四条

第一項の規定による決定に先立つて、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等が行われなければ信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために当該合併等を行つ必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十二条第四項の規定は、内閣総理大臣及び財務大臣が前項の認定を行う場合について準用する。

4 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、日本銀行に対し意見を求めることができる。

5 第六十四条第二項の規定は、第二項の認定を受けた合併等に係る資金援助（以下「特別資金援助」という。）について同条第一項の委員会の議決を行ふ場合には適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等に係る破綻金融機関の財務の状況に照らし当該合併等が行われるために必要な範囲を超えていたないと認めるときは、当該特別資金援助を行ふ旨の決議をすることができる。

6 第百十一条第三項（第百十九条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の規定による報告があつた場合における当該報告に係る資金援助については適用しない。

（預金等債権の買取りの特例）

第十七条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第七十条第一項の規定により預金等債権の買取りをすることを決定しようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた預金等債権の買取りに係る概算払率が第七十一条第二項の規定に基づき定められたならば（以下「特別払戻率」という。）を定めて、これを機構に通知しなければならない。

3 第七十二条第二項及び前条第四項の規定は、内閣総理大臣及び財務大臣が前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする預金等債権の買取り（以下「預金等債権の特別買取り」という。）に係る第七十二条第一項の規定による決定をしたときは、第七十二条第一項の規定による認可を受けることを要しない。（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、特別資金援助

二 第三十四条第五号に掲げる業務のうち、預金等債権の特別買取り

二の二 附則第六条の三第一項及び第六条の四第一項に規定する業務

三 附則第七条第一項に規定する業務（平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で定めるものを除く。）

四 附則第十九条第一項に規定する特別保険料

五 前各号の業務に附帯する業務

六 機構は、特別資金援助を行うときは、一般勘定から、当該特別資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払（第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に基づいてするものをいう。）を行うときには、特例保険料率を要すると見込まれる費用に相当する金額を、特別業務勘定に繰り入れるものとする。

第十八条の二 機構は、附則第七条第一項に規定する業務（第一百二十六条の三十一、第一百二十六

条の三十八第七項又は附則第十五条の四の第二項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第一百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第一百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第一百二十九条第一項の規定による資産の買取り、特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。次項において同じ。）附則第十五条の

二 第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付される金銭の収納（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）及び附則第十五条の四第二項又は第三項の規定により危機対応勘定において整理する場合において、機構が第百二十三条第一項の規定による報告を行うときは、同項各号に掲げる事項のほか、附則第七条第一項に規定する業務に要した費用の額その他政令で定める事項（特別保険料等）

二 前項の規定により危機対応勘定において整理する場合において、機構が第百二十三条第一項の規定による報告を行なうときは、同項各号に掲げる事項のほか、附則第七条第一項第二号に規定する損失の補てんに係る業務に限る。）を行う場合において、特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、これらの業務を円滑に実施するため必要があると認めるとときは、これらの業務の別に応じ政令で定めるところにより計算した金額を限り、特例業務基金を使用することができる。

（特例業務基金の使用等）

第十九条の三 機構は、附則第十八条第一項第一号から第三号まで（第二号の二を除く。）に掲げる業務（同項第三号に掲げる業務にあつては、附則第七条第一項第二号に規定する損失の補てんに係る業務に限る。）を行なう場合において、特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、この規定による報告を行なうときは、同項各号に掲げる事項のほか、附則第七条第一項の規定による報告を行なう場合は、危機対応勘定において整理する場合において、機構が第百二十三条第一項の規定により政府が交付する国債をこれに充てるものとする。

（特例業務基金の使用等）

第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十三年度までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務（附則第十八条第一項に規定する業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

（保険料率）

第五十条、第五十一条第一項及び第五十二条の規定は、前項の特別保険料について準用する。

（保険料率）

ための基金（以下「特例業務基金」という。）を置き、附則第十九条の四第二項又は第三項の規定により政府が交付する国債は、無利子とする。

（国債の償還等）

第十九条の五 政府は、機構が附則第十九条の三第一項又は第二項の規定により特例業務基金を使用するため、前項第二項又は第三項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかにその

（国債の償還等）

第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保の設定その他の処分をすることができない。

（国債の償還等）

前各項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の償還等）

の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 第四十二条第四項及び第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れ又は債券の発行をする場合について準用する。

3 第一項の規定により発行される債券については、これを第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（特例業務基金の残余の処分等）

第二十条の二 機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、特例業務基金に附則第十九条の第四項又は第三項の規定により交付した国債のうち償還されていないものがあるときは、そなへばならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 機構は、特例業務勘定を廃止することにおいて、第一項の規定により返還されることとなる国債のほかに特例業務基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十条の三 機構は、特例業務勘定を廃止する

場合において、特例業務勘定に剩余金として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、附則第十九条の三第一項及び第二項の規定による特例業務基金の使用に係る金額の合計額から同条第三項の規定により特例業務勘定に充てた金額の合計額を控除して得た金額（次条第二項において「基金使用額」という。）限り、国庫に納付しなければならない。

（特例業務勘定の廃止）

2 第二十一条 機構は、平成十四年度末において、特例業務勘定を廃止するものとし、政令で定めることにより、その廃止の際特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

2 機構は、前項の規定により特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させた後、特例業務勘定を廃止するものとし、政令で定めることにより、その廃止の際特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。附則第七条第一項第二号の二の規定

による金銭の収納（附則第十八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）をしたとき、又は特別資金援助に係る資産の買取り若しくは特例資産譲受人等からの資産の買取りにより機構が取得した資産（以下この項において「特定資産」という。）につき政令で定める事由により利益が生じたときは、その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額（特定資産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該利益の金額から当該損失の金額として政令で定める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならない。

（区分経理の特例等）

第二十二条の二 附則第八条の二第一項に規定する債権処理会社（以下この項及び次条第三項において「債権処理会社」という。）及び協定銀行

における「債権処理会社」という。）の業務の促進等に関する特別措置法第十二条の二第二項第二号及び附則第八条の二第二項第二号の規定にかかるわらず、債権処理会社の業務の終了のため、同法第八条に規定する譲受債権等であつて預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の際現に特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第十二条の二第二項第一号に規定する勘定に属するもの（以下この条において「住専債権」という。）を当該勘定から協定後勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により協定後勘定に移転した住専債権については、附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等とみなして、附則第七条から第九条まで及び第十条の二から第十五条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、附則第七条第一項中「資産又は」とあるのは、「資産」と、「の管

理」とあるのは、「又は附則第二十二条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した同項に規定する住専債権の管理」と、附則第十一条第一項中「又は特別協定」とあるのは、「特別協定」と、「にについて」とあるのは、「又は附則第十八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。」をしたとき、又は特別資金援助に係る資産の買取り若しくは特例資産譲受人等からの資産の買取りにより利益が生じたときは、その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額（特定資産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該利益の金額から当該損失の金額として政令で定める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならない。

（課税の特例）

第二十三条 附則第十八条第一項に規定する機関

（税の特例）

2 第二十二条 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等又は同項第二号に規定する機関の委託を受けて行う資産の買取り（以下この条において「協定にに基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利の譲受け等）と、により不動産に関する権利の譲受け等）により取得した場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

2 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十一条の三第二項第一号に規定する譲渡をいう。）は、協定銀行に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

（法律の適用）

2 第二十三条 附則第十八条第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

一 第三十四条第一号の規定の適用については、同号中「保険料の収納」とあるのは、「保険料の収納及び附則第十九条の規定による特別保険料の収納」とする。

二 第四十一条の二の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同条第一号に掲げる業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第四十二条の第二号に掲げる業務とみなす。

三 第四十二条の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同条第一号に掲げる業務に該当しないものとみなす。

（第一項に規定する業務に該当しないものとみなし、附則第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条第一項及び第八条の二第一項に規定する機関の業務（附則第七条第一項に規定する機関の業務があつては、附則第十八条第一項第三号に掲げるものに限る。）並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同一の規定にかかるわらず、協定後勘定から特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第八条に規定する損失を補填するため必要な金額を同法第十二条の二第二項第二号に規定する勘定に繰り入れることができるものとする。

3 第二十二条の二第一項の規定による住専債権の移転を行うときは、附則第八条の二第二項第二号の規定にかかるわらず、協定後勘定から特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第八条に規定する損失を補填するため必要な金額を同法第十二条の二第二項第二号に規定する勘定に繰り入れることができるものとする。

（第二項の規定の適用について）

2 第二十二条の二第一項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第五十二条第二項に規定する機関の業務とみなす。

3 第二十二条の二第一項に規定する機関の業務が行われる場合における百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項に規定する機関の業務が行われる場合における百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

2 附則第六条の四第一項に規定する機関の業務が行われる場合における百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

3 附則第六条の四第一項に規定する機関の業務が行われる場合における百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

2 附則第七条第一項に規定する機関の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第四十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する特定資金援助、第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助、第百二十六条の三十一第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の三十一第一項に規定する追加的特定資金援助、第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（第百二十六条の三第二項に規

り協定銀行が同日前に行つた旧法附則第八条第一項第一号の申込み並びに旧協定の定めにより協定銀行と機構との間で同日前に締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約は、協定銀行と機構との間で新協定に基づき別途の取扱いをするものを除き、それぞれ、新協定の定めにより協定銀行が行つた新法附則第八条第一項第一号の申込み並びに新協定の定めにより協定銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約とみなす。

4 新法附則第七条第一項第二号（損失の補てんに係る部分に限る。）第八条第一項第二号の二及び第十条の二の規定（以下この項及び次項において「新納付・補てん規定」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後生ずる同号イに規定する利益、同号ロに規定する減少をした損失及び同号ハに規定する損失について適用し、施行日前に生じた当該損失については、なお従前の例による。この場合において、新協定が施行日後に締結されるとときは、新協定の締結の日の前日までの新納付・補てん規定の適用については、旧協定譲受財産（協定銀行が旧協定の定めにより旧法附則第七条第一項に規定する破綻信用組合から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産をいう。以下同じ。）は、協定銀行が新協定の定めにより新法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「新協定譲受財産」という。）とみなす。

5 機構は、新協定の締結の日が施行日後となるときは、旧協定譲受財産について新納付・補てん規定が施行日に遡及して適用されるものとして、新協定を締結するものとする。

6 新協定の締結の日の前日までの新法附則第七条第一項第二号（貸付け及び債務の保証に係る部分に限る。）、第十一条、第十四条の二、第十八条、第十九条の三及び第二十条の規定の適用については、旧協定、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第七条第一項（第二号を除く。）に規定する業務及び旧協定譲受財産は、それぞれ、新協定、新法附則第七条第一項（第二号を除く。）に規定する業務及び新協定譲受財産とみなす。

7 協定銀行が新協定の締結の日の前日までに旧法附則第二十二条第一項（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含

む。)に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際旧法附則第十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債は、新法附則第十八条第一項各号に掲げる業務に係る勘定に帰属するものとする。

第四条 新協定の締結の日以後においては、旧協定譲受財産は、新協定譲受財産とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 新法附則第十八条第一項第一号及び第一号に掲げる業務が終了した後の同項に規定する特例業務勘定の資産及び負債の処理の在り方については、同勘定の廃止の時期を含め、新法附則第十九条第一項に規定する特例業務の実施の状況、金融機関の財務の状況等を勘査して検討を加え、必要があると認めるときは、平成十二年度末までに所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二
三号) 抄

(施行期日)
○七号抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定(第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る)並びに同法第一百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十二条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定(第二百六十五条の六に係る部分に限る)、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百四十三条の規定、

四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第八百一十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第四条第七十九号の改正部分を除く。）及び第八百八十八条から第九百二十二条までの規定 平成十年七月一日
(処分等の効力)

第一百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げばる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百八十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百九十条 附則第二条から第一百四十六条まで 第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第六百三十三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第十六条から第十八条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 金融再生委員会設置法（平成十年法律第八百三十号）の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の預金保険法（以下この条から附則第五条まで及び附則第九条について「旧法」という。）の規定により大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第四条第七十九号の改正部分を除く。）及び第八百八十八条から第九百二十二条までの規定による改正前の預金保険法（以下この条から附則第五条まで及び附則第九条について「新法」という。）の規定の適用については、新法中「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

臣その他の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の國の機関に対ししてされた申請その他の行為認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

第一条の規定の施行の際現に旧法の規定により大蔵大臣その他の國の機関に対してされない申請その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の國の機関に対ししてされた申請その他の行為とみなす。

旧法の規定により大蔵大臣その他の國の機関に対し報告、提出その他の手続をしなければならない事項で第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前にその手続がされていないものについては、これを、新法の相当規定に基づいて金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の國の機関に対しして報告、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

第一条の規定の施行の際現に効力を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に旧法第二十六条に規定する理事長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十七条第一項の規定にかかるらず、施行日における旧法第二十七条第一項の規定による理事長、理事又は監事のそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

第四条 平成十年度において新法附則第二十条第二項において準用する新法第四十二条の二の規定により政府が新法附則第二十条第一項の借入又は債券に係る債務の保証をする場合には、旧法附則第二十条第二項において準用する旧法第四十二条の二の規定に基づく国会の議決を経た金額（平成十年度に係るものに限る。）の範囲内においても、これをることができる。

第五条 新法附則第二十二条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をする場合における同項に規定する登記に係る登録免許税

について適用し、施行日前に旧法附則第二十二条第一項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合における同項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第十六条 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の預金保険法（以下「旧法」という。）附則第六条の三第一項の規定によるあつせんがされた特定合併（同項に規定する特定合併をいう。）に係る機構が行う同条から旧法附則第六条の人までの規定による資金援助及び旧法附則第七条第一項の規定による業務については、なお従前の例による。

第十七条 第二条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条第十五条、第十六条、第五十九条たし書、第六十条第四十二条、第五十九条たし書、第六十条第四

項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第八十一条、第五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（国等の事務）

（国等の事務）

大臣（労働金庫連合会にあっては、内閣總理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）が指定するものについては、その指定をした日から、新預金保険法の規定を適用する。

2 の規定にかかるわらず、政令で定める施行日から起算して一月以内に、政令で定める施行日を含む事業年度において納付すべき保険料を納付しなければならない。

前項の保険料の額については、新預金保険法第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「預金保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）第一条の規定の施行の日」と、「月数」とあるのは「月数のうち同日を含む月以後の月数」とする。

第四条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、政令で定める施行日前に、第一条の規定による改正前の預金保険法（以下「旧預金保険法」という。）附則第七条第一項に規定する協定銀行（次項において「協定銀行」という。）との間で新預金保険法附則第七条第一項の規定の例による協定（以下「新協定」という。）を政令で定める施行日以後その効力が生ずるものとして締結するものとする。この場合において、旧預金保険法附則第七条第一項の規定により締結された協定（次項において「旧協定」という。）は、政令で定める施行日以後その効力を失うものとする。

前項の場合において、政令で定める施行日に旧協定の定めにより協定銀行が行った旧預金保険法附則第八条第一項第一号の申込み、協定銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約、機構がした同項第三号から第五号までの承認並びに協定銀行がした同項第八号の委託は、協定銀行と機構との間で新協定に基づき別途の取扱いをするものを除き、それぞれ、新協定の定めにより協定銀行が行つた新預金保険法附則第八条第一項第一号の申込み、協定銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約、機構がした同項第三号から第五号までの承認並びに協定銀行がした同項第八号の委託とみなす。

第五条 第六条の規定による改正後の預金保険法（次条並びに附則第七条、第九条及び第十条において「新々預金保険法」という。）第十四条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に

第七条 新々預金保険法第三章第四節の規定は、施行日以後に新々預金保険法第六十四条第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に第六条の規定による改正前の預金保険法第六十四条第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

第八条 施行日前に第六条の規定による改正前の預金保険法第六十八条第一項に規定する緊急性の認定が行われた場合における当該認定に係る合併又は営業譲渡等については、なお従前の例による。

第九条 新々預金保険法第四章の規定及び新々預金保険法附則第十七条の規定は、施行日以後に発生した保険事故に係る預金等債権（新々預金保険法第七十条第一項に規定する預金等債権をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る預金等債権については、なお従前の例による。

第十条 機構は、施行日前に、第六条の規定による改正前の預金保険法附則第七条第一項に規定する協定銀行（次項において「協定銀行」という。）との間で新々預金保険法附則第七条第一項の規定の例による協定（次項において「新々協定」という。）を、施行日以後その効力が生ずるものとして締結するものとする。この場合において、第六条の規定による改正前の預金保険法附則第七条第一項の規定により締結された協定は、施行日以後その効力を失うものとする。

き、それぞれ、新々協定の定めにより協定銀行が行つた新々預金保険法附則第八条第一項第一号の申込み、協定銀行と機構との間で締された同号の契約及び同項第二号の委託の契約、機構がした同項第三号から第五号までの承認並びに協定銀行がした同項第八号の委託とみなす。

3 新々預金保険法附則第八条第一項第二号の二及び第十条の二の規定は、施行日以後に生じた新々預金保険法附則第八条第一項第二号の二に規定する利益及び新々預金保険法附則第十条の二に規定する損失について適用し、施行日前に生じた当該利益及び損失については、なお從前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年五月三日法律第九
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第四十八条の規定は、預金保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十三号)第六条の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

(処分等の効力)

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれが法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

した行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年三月三〇日法律第七号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正後の預金保険法第五十四条の二の規定は、施行日以後に発生する預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故（以下この条において「保険事故」といいう。）に係る保険金について適用し、施行日前

係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

銀行と機構との間で締結された同号の契約及び同項第二号の委託の契約、機構がした同項第三号から第五号までの承認並びに協定銀行がした同項第八号の委託は、協定銀行と機構との間で新々協定に基づき別途の取扱いをするものを除

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後この

(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十九号)、第十七条(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号))、第八十九条第一項、協同組合による金融事業に關する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第九十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する休日を含まないものとする。

第六条 新預金保険法第五十四条から第五十四条の三まで及び第六十九条の二の規定は、施行日以後に発生する保険事故(新預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお從前の例による。

第七条 新預金保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金に係る平成十七年三月三十一日までに発生した保険事故に係る保険金の額については、当該特定預金額は、平成十七年四月一日以後も決済用預金となす。この場合における新預金保険法第五十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額(その額)」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額(その合算額)とする。(権限の委任)

第八条 内閣総理大臣は、附則第三条及び第四条の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務省の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額(その額)」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額(その合算額)とする。(権限の委任)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六〇号)抄
(施行期日)

この条において「新預金保険法」という。) 第二条第一項に規定する金融機関をいう。(以下この条において同じ。) に対して決済債務(新預金保険法第六十九条の二第一項に規定する決済債務をいう。(以下この条において同じ。)) に係る債権を有する他の金融機関(当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。) をいう。(以下この条において同じ。) につき当該金融機関に対する他の決済債務の負担の原因が生じた場合における決済債権による相殺及び施行日前に金融機関に対して決済債務を負担する他の金融機関(当該他の金融機関から当該決済債務を引き受けた者を含む。以下この条において同じ。) につき決済債務に係る債権の取得の原因が生じた場合における当該他の金融機関による相殺については、新預金保険法第六十九条の四第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第二二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第二二九号) 抄

(施行期日)

第二条 改正後の預金保険法(以下「新法」という。) 第六十八条の二(新法第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。) 又は第一百八条の二(新法第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。) の規定は、八項において準用する場合を含む。の規定は、

この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に行われる株式交換等（新法第六十八条の二第一項に規定する株式交換等又は新法第八条の二第一項に規定する株式交換等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた株式交換等については、なお従前の例による。

2 新法第六十八条の三（新法第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）又は第八条の三の規定は、施行日以後に行われる組織再編成（新法第六十八条の三第三項に規定する組織再編成又は新法第八条の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた組織再編成については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に改正前の預金保険法（以下この条において「旧法」という。）第一百五十三条第三項の決定に従い預金保険機構が旧法第二条第九項に規定する株式等の引受け等を行つた銀行等（同条第五項第五号に規定する銀行等を除く。以下この条において同じ。）である。かつて、当該銀行等が行つた株式交換又は株式移転により当該銀行等の完全親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。）となつた銀行持株会社等（旧法第二条第五項第一号又は第三号に掲げる者をいう。）の子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法（昭和十七年法律第八十七条第一号）第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）であるものに対する新法第八条の二及び第八条の三の適用については、この法律の施行の際に新法第六十八条の二第一項の認可を受けて株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）を行つたものとみなす。この場合において、当該銀行等が当該銀行持株会社等と連名で旧法第五条第二項に規定する経営健全化のための計画を内閣総理大臣に提出しているときは、当該銀行等（当該銀行持株会社等を含む。）は、この法律の施行の際に新法第八条の二第三項の規定により同項に規定する経営健全化計画を提出したものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第一条、第三条及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
(处分等の効力)
第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)
第二百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によるものととされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一七年七月二六日法律第七号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。
(施行期日)
附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄
この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証

券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条の関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条规定第六十条第十二条項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。なら第八十四条までを一条ずつ繰り下げ(同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二条項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する)。

附 則 (平成一七年一月二日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二〇日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十八条の三の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月二日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、一般的な経過措置について所要の措置を講ずるものとす

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

の日から起算して二十日を経過した日
第一項中金融商品取引法第七十九条の四十
九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第
五項、第七十九条の五十五第二項並びに第百
八十五条の十六の改正規定、第十三条の規
定、第十六条中保険業法第二百四十五条の六第
一項、第二百四十二条第一項、第二百四十九
条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第
五項、第二百四十九条の三並びに第二百六
十五条の二十八第一項の改正規定、第十七条の
規定（金融機関等の更生手続の特例等）に関する
法律第四百四十五条第三項の改正規定を除
く。）、第二十条の規定並びに附則第十七条から
第十九条まで、第二十二条から第二十四条
まで、第二十九条（犯罪利用預金口座等に係
る資金による被害回復分配金の支払等）に関する
法律（平成十九年法律第二百三十三号）第三

(施行期日) 第六号 拨
（経過措置の原則）

第五条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定によつて不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て

(検討) 第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること（政令への委任）

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和四年四月一日
イからチまで 略
リ 第十六条の規定並びに附則第百十二条から第百三十条まで、第一百四十二条、第一百四十七条、第一百四十八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第九十五条第一項の改正規定及び

(罰則に関する経過措置)の例による。
第九条 (この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和四年四月一日
イからチまで 略
リ 第十六条の規定並びに附則第百十二条から第百三十条まで、第一百四十二条、第一百四十七条、第一百四十八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第九十五条第一項の改正規定及び

施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

**附 則（令和三年三月三一日法律第一一
号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行
する。

同法附則第百二条の改正規定を除く。）、第百五十一条（地方自治法第二百六十条の二、第十六項の改正規定を除く。）、第一百五十八条及び第一百六十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

法律（以下「この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一〇日法律第六一
号）抄

(備付)
第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
一 附則第二十九条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、二の法律による女王後のそれまでの法

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

一 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

二 の賛本」の下に「又は電磁的記録に記録され
てある事項の全部を記録した電磁的記録」を加
える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三
号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三号

の改正規定、同法第百八十一一条第一項の改正規定、同法第百八十四条の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条规定、法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条规定、民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日